

建産連ニュース

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

'05 / 7

No. 105



富士見市提供 せせらぎ菖蒲園「山崎公園」

建産連の SLOGAN
活動指標

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。
- 一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

建産連ニュース・目次

表紙写真説明

「せせらぎ菖蒲園」

市制施行20周年の記念事業として整備された公園で、正式名称を「山崎公園」と言う。園内には180mのせせらぎが流れ、花菖蒲の他に、カスミソウ、ポピー、アジサイなどの花が順次楽しめる。

◆ 巻頭言	埼玉県電業協会	2
◆ 行政情報		
1.	道路整備の「選択と集中」～道路整備に関する評価基準について	3
2.	E S C O事業について	6
3.	規制緩和を活用した地域の活性化について	10
◆ シリーズ特集	「21世紀を展望したまちづくり」その102	
	—— 富士見市 ——	13
◆ 連合会の動き		
1.	平成17年度通常総会	17
2.	理事会・委員会報告	21
3.	全国建設産業団体連合会総会開催	22
◆ 連載	埼玉が生んだ著名人物伝（その29）	
	—— 宇治 達郎 ——	23
◆ 告知板		
1.	価格と品質に優れた調達への転換 公共工物品確法が成立	29
2.	国土交通省 元・下間の電子契約に関する施工体制台帳の取り扱い ガイドラインまとめる	34
3.	関東地方整備局 ISO活用工事の取り扱い方針について	35
4.	暴力団等排除マニュアル策定について	37
5.	県 工事共通仕様書・工事成績評定要領を改定	40
6.	緑化計画届出制度の創設について	41
7.	企業局工業団地の分譲状況について	42
◆ 建産連だより		
	会員団体の動き	43
◆ 連合会日誌		48
(財) 建設物価調査会案内広告		50

今、業界の課題とは



佐野良雄

今日、国際社会では20世紀に始まった東西・南北問題が縮小し、一方で宗教・民族問題が台頭し、また地球環境の崩壊への予兆が取り沙汰されていますが、国際経済においては各国の関心が薄くなり、大きなブロック経済圏が各地域で誕生しつつあります。

また、国内では、高度情報化の進展と相俟って競争原理の働く社会へと変革し、官民共に組織運営の効率化が求められ、開かれた社会へと推移しつつあります。

このような情勢の中、我々建設業界、特に地方の業界、企業にとっては公共事業の発注量の縮減と発注形態の変化、また他の業界に比して、企業内外の構造改革の遅れから業界独自の文化を残したまま需給バランスの崩れた中で価格競争だけが先行し、厳しい先の見えない経営環境が続いております。

こうした変化の時代には、チャンスもあるが、それ以上に多くのリスクも潜在しており、企業として危機管理対策の重要性が増しているように思われます。

この危機管理対策の中で大切なことは、危機・リスク・緊急事態などを発生させないように防止、もしくは、回避することですが、いかに努力していても、重大事故、天災といった危機は起こりえます。そのような危機に直面したとき、被害を最小限化することが重要であり、そのために何が必要なかを常に考えておくことが、危機管理の要諦といえます。

たとえば、今年4月に施行となった個人情報保護法について、それぞれの対応の仕方にこの危機管理対策があてはまっていると思われます。端的に理解するのは難しい法律であり、実際蚊帳の外と考えている企業も多いでしょうが、過去から蓄積するデータベースを数えるとほとんどの企業が個人情報取扱事業者該当するようです。そこで、社内の情報管理体制を十二分に整えておくことによって、起こりうる事象からの危機回避が可能なのではないかと考えられます。

「自助・互助・公助」という言葉があります。いつの時も私たちは、ただ与えられる公助をひと考え易いですが、本当に大切なのは自らが自らを守る“自助”であろうと思います。常に危機意識を持ち、備えることで、直面した時、自らがすぐに行動することができます。そのことで他を見る余裕が生まれ、“互助”として互いを助け合うことができたら、難しい環境下でも、皆の知恵を出し合い頑張れる体制が生まれるのではないのでしょうか。

企業の社会的責任、コンプライアンスの叫ばれている今日、これからの協会としてのあり方も、この自助努力を根底とした上で、お互いの力を以って、あらゆる問題に対処する強い力を作り出していくことが必要だと思います。 ((社)埼玉県電業協会 会長)

道路整備の「選択と集中」

～ 道路整備に関する評価基準について ～

埼玉県県土整備部道路政策課

1. はじめに

県民の皆さんから道路整備に対する要望をたくさんいただきますが、右肩上がりの成長が終焉した今日、その全てに対応することは出来なくなりました。早期に大きな整備効果が得られる事業箇所重点投資を図り、効率的に成果を挙げていくことが求められています。

そこで、埼玉県では道路整備の優先度を定める評価制度を導入し、メリハリとスピード感のある道路整備を推進しています。

以下、その概要について報告します。

2. 道路事業に関する評価基準について

(1) 評価基準の概要

1) 目的

県が行う道路事業の「選択と集中」を図るとともに、その透明性を高めることを目的としています。

2) 対象事業（5事業）

- ①道路改築・・・全体事業費1億円以上
- ②街路整備・・・全体事業費1億円以上
- ③交差点整備・・・全体事業費5千万円以上
- ④歩道整備・・・全体事業費5千万円以上
- ⑤電線類地中化・全体事業費5千万円以上

3) 方法

費用対効果などの「事業の効率」と円滑な交通や地域の活力などの「事業の効果」の2つの視点から事業箇所を総合的に評価し、優先度をランク付けします。

4) 結果の公表

評価の結果は、当初予算案と同時期に発

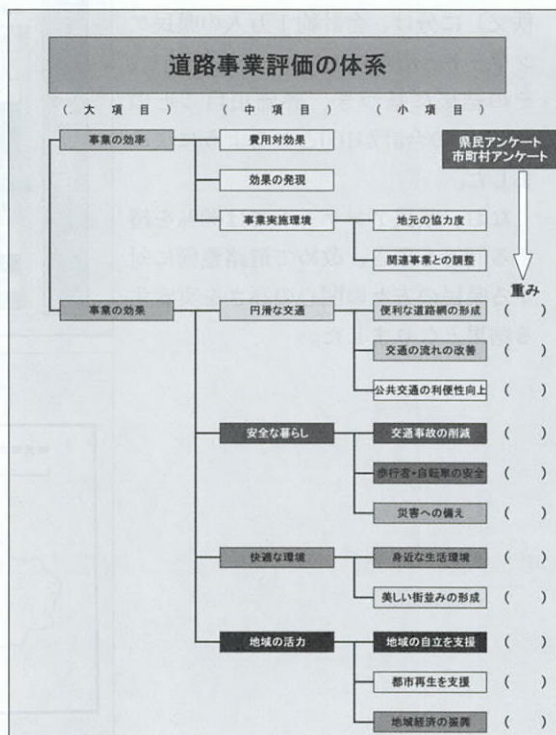
表します。

評価基準と評価結果を共に公表すること、また、評価結果の当初予算案への反映を明らかにすることで道路事業に関する透明性が、より高まるものと考えています。

(2) 評価基準の特色

1) 評価項目の体系的な整理

評価基準は、事業の効率と効果の2つを大きな柱とし、計15の評価項目を設定しています。



特に「事業の効果」については、道路整備に求められる役割を体系的に整理し、11の評価項目により、きめ細かな評価が出来るようにしました。

具体的には、交通機能の向上など「直接的な効果」と地域経済の振興や生活環境の改善などの「波及的な効果」に分類し、県民の視点に立った適切な評価が可能な仕組みとしました。

2) 地域ニーズを反映した評価

「事業の効果」に関する評価は項目ごとの評価点を単純に合計するのではなく、項目ごと、地域ごとに「重み」を設定し、「重み」と「評価点」を掛け合わせて「得点」とすることにしました。これは、地域ごとに道路整備に対するニーズに違いがあるため、これを的確に評価に反映させるための工夫です。「重み付け」の設定にあたっては、県内を6地域（県南東部・県南西部・県中部東・県中部西・県北部・秩父）に分け、合計約1万人の県民アンケートと市町村アンケートを実施し、その結果に基づき、評価項目ごとの「重み」の合計が100となるように決めました。

なお、県民アンケートでは60%を超える回答を頂き、改めて道路整備に対する県民の方々の関心の高さを実感する結果となりました。

評価の方法(計算例)					
(重みは全県の平均を使用)					
大項目	中項目	小項目	重み (①)	評価点 (②)	得点 (①)×(②)
事業の 効果	費用対効果	効果の発現	25.0	4	100
		事業実施環境	25.0	3	75
	効果の発現	地元の協力度	30.0	3	90
		関連事業との調整	20.0	1	20
効果点					285
効果点(100点満点に換算)					57
効果点に応じたランク分け a、b、c					

事業の 効果	円滑な交通	便利な道路網の形成	9.9	4	39.6
		交通の流れの改善	10.3	5	51.5
		公共交通の利便性向上	7.8	1	7.8
	安全な暮らし	交通事故の削減	10.8	4	43.2
		歩行者・自転車の安全	12.6	3	37.8
		災害への備え	7.5	5	37.5
	快適な環境	身近な生活環境	11.8	4	47.2
		美しい街並みの形成	9.9	1	9.9
	地域の活力	地域の自立を支援	6.8	4	27.2
		都市再生を支援	6.3	2	12.6
地域経済の振興		6.3	5	31.5	
効果点					345.8
効果点(100点満点に換算)					69
効果点に応じたランク分け A、B、C					

※評価点は、小項目ごとに定める判断基準により、1～5点で採点する

総合評価の方法		事業の効率		
		a	b	c
事業の 効果	A	1	2	4
	B	3	5	7
	C	6	8	9

□ 重みは、「県民アンケート」と「市町村アンケート」の平均
□ 評価は、「地域別重み」により実施

	県南東部	県南西部	県中部東	県中部西	県北部	秩父	全県	
事業の 効果	8.9	9.8	9.3	9.5	11.1	11.4	9.9	便利な道路網の形成
	10.1	11.3	10.4	9.8	10.5	9.4	10.3	交通の流れの改善
	8	7.9	7.9	8.1	7	7.5	7.8	公共交通の利便性の向上
	10.5	10.3	11.2	11	11.2	10.6	10.6	交通事故の削減
	12.7	12	12.5	11.6	12.8	11.8	12.6	歩行者・自転車の安全
	7.6	8.1	7.6	7.6	6.8	7.4	7.5	災害への備え
	12.3	12	12.1	12.1	11.4	10.3	11.8	身近な生活環境
	10.6	10.6	9.6	10	9.2	9.1	9.9	美しい街並みの形成
	6.4	6.4	6.7	7.2	7	8.6	6.8	地域の自立を支援
	6.8	6.1	6.4	6.5	6.4	5.5	6.3	都市再生を支援
	6.1	5.5	6.3	6.8	6.6	8.4	6.3	地域経済の振興



3) 重点整備箇所の選定

評価は、重点整備箇所を選定することを大きな目的にしています。

その選定方法は、平成16年度の段階で重点整備箇所に位置づけられていた事業箇所は引き続き重点整備箇所とし、それ以外の箇所を事業の効果に関するランクA・B・Cと事業の効率に関するランクa・b・cの組み合わせによって総合評価を行い、1

から9までのランクに区分し、上位ランクになった箇所を重点整備箇所としました。

なお、新規候補、復活候補のうち下位にランクされた箇所については着手を見送ることにしました。

3. 予算への反映（平成17年度）

評価の結果、評価対象事業ごとに全体の約1/3の事業箇所を重点整備箇所に選定しました。

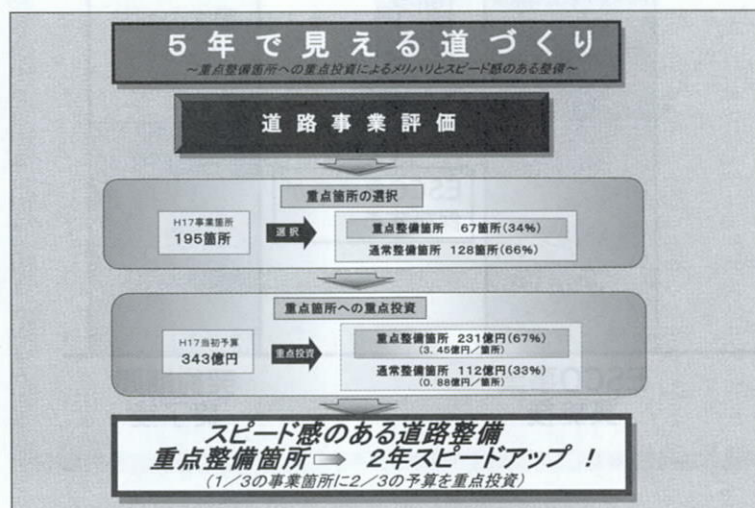
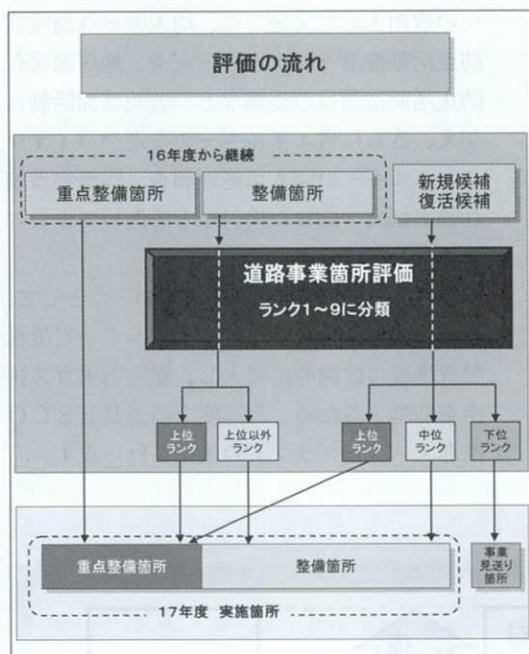
道路改築事業と街路整備事業においては、この重点整備箇所に予算の約2/3を重点配分しました。これにより、重点整備箇所については完成までの期間が平均2年短縮され、約9割の箇所が5年以内に開通でき、残りの約1割についても5年以内に部分的に開通出来る見通しとなりました。

4. おわりに

道路は、交通の流れを円滑にし、交通の安全性を高めるだけでなく、地域の経済を振興し、災害に強い地域を築くなど様々な機能を担っています。一方、本県には様々な地域があり、県民が道路整備に期待する効果も地域の状況により異なります。評価基準の作成にあたっては、この点を十分考慮し、アンケート調査により地域ニーズの

把握に努め、これらに基づく地域ごとの「重み付け」により、これらのニーズが評価に反映される仕組みとしました。

この評価制度を適正に運用し、メリハリとスピード感のある県民本位の道路整備を着実に進めてまいります。



行政情報 2

エスコ ESCO事業について

埼玉県環境部温暖化対策課

1. はじめに

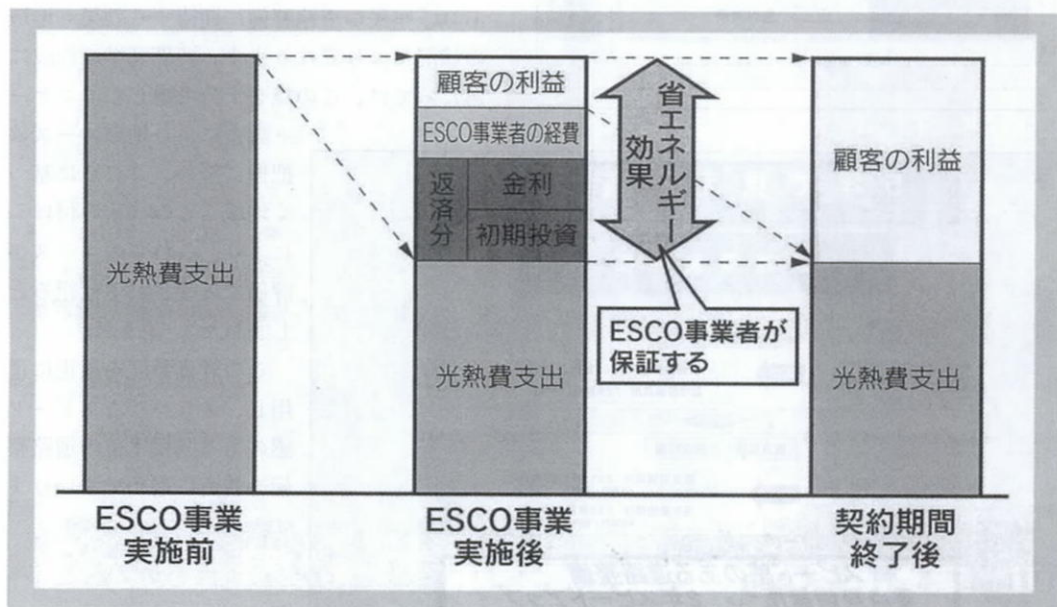
平成17年2月16日、地球温暖化を防止するため、温室効果ガスの具体的な削減目標が掲げられた京都議定書が発効しました。

埼玉県では平成16年3月に、「埼玉県地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、県民、事業者、行政の各主体の温暖化対策を重点的に推進しています。

県内の二酸化炭素排出量の90%は、エネルギー起源の二酸化炭素であり、温暖化防止のためには、行政としても省エネルギー対策や新エネルギー導入を積極的に推進していく必要があります。

埼玉県では、今年度新たに地球温暖化防止への取組として実施した、埼玉県地球温暖化防止活動推進センターの指定や、地球温暖化防止活動推進員の委嘱などの普及啓発活動に加え、さらに省エネルギーの推進やバイオマスエネルギーの導入可能性調査、建築物環境計画書創設へ向けた検討などを進めてまいります。

省エネルギーの推進への取組の一つとして、設備の改修を含む新たな省エネルギー対策を県有施設に計画的に導入し、温室効果ガス排出を抑制するため、今年度「埼玉県ESCO推進マスタープラン」の策定を行います。



2. ESCOとは

ESCO (Energy Service Company) 事業とは、省エネルギーを民間の企業活動として行い、顧客にエネルギーサービスを提供する事業です。ESCO事業者は顧客に対し、施設の省エネルギーに関する診断をはじめ、方針導入のための設計・施工、導入設備の保守・運転管理、事業資金の調達などの包括的なサービスを提供し、省エネルギー改修工事を実現し、その結果得られる省エネルギーを保証します。

ESCO事業は、1990年代後半からわが国にも導入されています。1997年に(財)省エネルギーセンターの「ESCO事業導入研究会」において、業務部門と産業部門を合計したわが国のESCO事業の市場規模は、潜在的工事投資規模で2兆4,715億円、省エネルギー可能量は原油換算で404万キロリットル/年とされています。

ESCO事業を活用した省エネルギー改修工事の受注額は、2003年度は353億円に達しており、対前年の2.5倍と高い伸びを示しています。

省エネルギー改修工事にESCO事業を導入することの利点

①新たな負担を必要としない省エネルギー促進策です。

省エネルギー改修に要したすべての経費(工事費、金利、ESCO事業者の経費等)は、省エネルギー改修で実現する経費削減分で賄われます。

②ESCO事業者が省エネルギー効果(メリット)を保証します。

ESCO事業者が省エネルギー効果を保証すると同時に、顧客の利益を保証します。保証した省エネルギー効果が得られなかった場合、ESCO事業者は顧客の損失を補填します。

③包括的なサービスを提供します。

省エネルギーの経験がなくても、人材が確保できなくても省エネルギーは実現できます。すべてはESCO事業者が責任をもって、エネルギーに関する包括的なサービスの提供を行います。

④省エネルギー効果の計測・検証を徹底します。

省エネルギー改修後の省エネルギー効果を把握する作業を計測・検証と言います。ESCO事業者が保証した省エネルギー効果は、適正な計測・検証の結果で明らかになります。省エネルギー効果を確認後、顧客はESCO事業者にサービス料を支払うことになります。

E S C O事業が導入できる対象施設

省エネルギー改修工事を行う既設の建物、施設が対象です。

- オフィスビル、庁舎（政府機関、地方自治体）
- ホテル
- 病院
- 一般商業ビル
- 学校群、研究機関等の建物
- 工場施設
- など

自治体ESCO事業導入先行事例(2004. 3現在)

自治体名	対象施設	自治体名	対象施設	
埼玉県	総合リハビリテーションセンター 浦和地方庁舎	三重県	三重県庁	
埼玉県所沢市	所沢市役所	大阪府	母子保健医療センター 府民センタービル 府立病院 府立障害者交流センター 教育センター 府立羽曳野病院 府立労働センター マイドームおおさか	
茨城県	県立医療大学			
東京都板橋区	板橋区役所			
東京都江東区	江東区役所			
東京都千代田区	千代田区立総合体育館			
東京都三鷹市	三鷹市庁舎 牟礼コミュニティセンター 芸術文化センター、環境センター、東部下水処理場		大阪府池田市	池田・府市合同庁舎
	神奈川県		神奈川県民ホール	兵庫県神戸市
神奈川県小田原市	小田原市役所	兵庫県三田市	市民病院、市庁舎他7施設一括	
神奈川県横浜市	恩賜財団済生会横浜南部病院	山口県	山口県庁 県立中央病院	
新潟県上越市	上越市役所	愛媛県宇和島市	宇和島市役所	
富山県富山市	富山市民病院 金沢競馬場	福岡県北九州市	北九州市立大学	
石川県	県立美術館、農業総合研究センター、消防学校 県立歴史博物館、県水産総合センター 石川ハイテク交流センター	佐賀県佐賀市	佐賀市役所	
	石川県加賀市	加賀市役所	宮崎県都城市	都城市役所
福井県	敦賀市立病院			

全国の自治体では、2004年度末時点で41件のESCO事業導入実績があり、埼玉県においても、総合リハビリテーションセンターや浦和地方庁舎などにESCO事業が導入されています。

ESCO事業を導入することにより、省エネルギー化による二酸化炭素排出量の削減、光熱水費の削減による経費削減、ESCO事業という環境ビジネスの育成といった効果が得られます。

3. 今後の進め方

埼玉県ESCO推進マスタープランの策定に向けて、次の手順で調査を進めていきます。まず県有施設を対象に、敷地面積や用途、構造、延床面積などの概要やエネルギー種別の

消費量などを調査し、分析します。

この調査結果をもとに、県有施設として管理する全体のエネルギー消費量を把握し、これらの施設に省エネルギー技術を導入した場合のエネルギー削減量を概算で把握します。

これらの結果を総合的に判断し、ESCO事業の導入可能性が高いと考えられる施設を抽出します。

次にESCO導入の可能性が高いと判断された施設に対し、詳細なデータ収集のため現地調査を行い、省エネルギー診断を実施します。

省エネルギー化が図れると判断した施設について、導入可能な省エネルギー技術の具体的な検討を行います。この中では、省エネルギー改修により期待される効果、温室効果ガ

ス排出量削減効果、光熱水費削減効果などを試算し、評価を行います。同時に、改修工事の建設費、金利など、E S C Oサービス提供に係るすべての経費を試算し評価します。

このような検討の結果、E S C O事業が導入可能と判断された県有施設について、E S C O事業者アンケート調査を実施し、事業化についての評価を調査します。

最終的にE S C O事業が導入可能な県有施設を数施設選定し、導入の方法や今後のスケジュールを検討し、「埼玉県E S C O推進マスタープラン」を策定します。

策定までの過程において、庁内の検討会や、学識経験者をメンバーに入れた策定委員会を設置し、助言をいただくことにしています。

4. おわりに

E S C O事業については、大企業が受託先となっている事例が大部分を占めています。今回のプラン策定にあたっては、県内の中小企業がE S C O事業に積極的に参入できる方策など、県内E S C O事業者の育成についても検討を進めてまいります。

県といたしましては、県自らがE S C Oに率先して取り組むことによって、市町村などの普及のモデルとなり、地域全体の省エネルギー化が図られるとともに、新たな環境ビジネスであるE S C O事業の普及が進むことにより、地域経済が活性化することを期待しています。



規制緩和を活用した地域の活性化について

行田市企画財政部企画課

1 行田市の概要

行田市は埼玉県北部に位置する人口約8万5千人の市で、昭和43年の国宝『金錯銘鉄剣』の出土により一躍有名となった埼玉（さきたま）古墳群を有することから埼玉県名発祥の地ともいわれ、近世になると豊臣秀吉の関東平定に際し、石田三成の水攻めに耐えた難攻不落の浮き城として名高い忍城を擁する忍藩十万石の城下町として栄え、近年では古代蓮の自生地としても広く知られています。

市では、『まちづくりは人づくりから』をキーワードに、安心して教育や子育てを行うための環境を整える施策を進めており、教育面では、国の構造改革特区として「浮き城のまち人づくり教育特区」の認定を受け、平成16年度から小学校1、2年生及び中学校1年生で30人以下の少人数学級編成を実施し、さらに中学校の少人数学級の段階的な拡大を進めています。また、同様に「古代蓮の里ぎょうだのびのび英語教育特区」の認定も受け、平成17年度から小学校の教育課程に英語活動の授業を設けて、英語指導助手やボランティアなどによる英語に慣れ親しむための活動が行なわれています。一方、子育て環境の整備としては、子どもの医療費助成の支給対象年齢の拡大や医療機関での一部負担金の窓口無料化、地域での子育て相互援助のためのファミリーサポートセンター事業などを実施しています。

しかし、社会全体で確実に進行している少子高齢化は避けることができず、行田市でも人口が徐々に減少する傾向にあります。そう

した状況も踏まえて、市内に暮らす人と市外から行田市を訪れる人のいずれもが快適に過ごすことのできるような、まちの賑わいや魅力を向上させることが課題となっています。

そこで、市では、規制緩和などを活用した手法により地域の活性化に取り組むこととしました。

2 新たなまちづくりへの取組

市では、「水と緑 個性あふれる文化都市」を将来像に掲げた第4次総合振興計画において、平成13年4月に開学した「ものつくり大学」を核とした新たなまちづくりを位置付けており、大学を含む一帯を「文教・住居ゾーン」として将来的に居住環境等の整備を行うこととしています。

一方、近年の規制緩和のひとつとして、都市計画法の改正などにより市街化調整区域内での開発行為の要件が追加され、埼玉県においても、市の基本構想に基づくものであれば、区域と用途を限定して産業系施設の開発行為が可能となる区域指定の制度が平成15年に創設されています。

そこで、この区域指定制度を「文教・住居ゾーン」の中で活用して、新たなまちづくりの契機とするとともに、施設の立地による地域の活性化を図ることとしました。

「文教・住居ゾーン」は、行田市の中心市街地に接し、南西部の行政界まで達する約270ヘクタールもの面積を有する広大な区域ですが、鉄道ではJR高崎線に程近く、また国道17号熊谷バイパスや県道、幹線市道などが結

束する交通利便性の高いという地域特性により、今後新たなまちづくりを進める上で発展の可能性を秘めている土地であると言えます。景気が低迷し、市においても財政的に困難な時期であり、新たな都市基盤整備を始められる状況にはありませんが、区域指定制度を活用することにより、産業施設の立地という民間活力による地域の活性化が期待できると考えたものです。

しかし、総合振興計画上の「文教・住居ゾーン」の位置付けは、『居住環境等の整備を行なう』という記述だけであり、具体的な土地利用の内容には触れられていませんでしたので、まずは、ゾーン内部での地理的な条件やものづくり大学の立地位置などから、大きく4つの機能別エリアに分けることとしました。

(土地利用計画概要図参照)

①農地保全エリア

ものづくり大学の北側一帯に広がる農地の集約化などにより、優良な農地を保全するエリア

②低層住居エリア

エリア西側の市街地と接し、既存の農村集落や田園との調和を図りながら、ゆとりある居住環境の整備を行うエリア

③交流・賑わいエリア

整備中の(仮称)前谷・下忍線を中心に、ものづくり大学と周辺地域の人や企業などが交流するためのエリア

④沿道サービスエリア

国道17号熊谷バイパス北側一帯の、市の中心市街地に隣接する区域で、国道沿線という恵まれた立地条件を生かし、主に商業系の土地利用を図るエリア

この4つのエリアのうち、①～③については、面的なつながりがあり、それぞれについて既存の土地利用規制の問題の解決や地域の住民の皆さんの合意が必要であると思われるため、今後、時間をかけて整備手法なども含め検討する必要がありますが、④の沿道サー

ビスエリアについては、国道で他の3つのエリアと分断されており、市街化区域に隣接していることもあり、他のエリアへの都市化の影響は抑えられると判断できるため、区域指定の制度を活用し、優先的に生活密着型のサービス施設を誘導する区域としたものです。

市では、こうした考え方に基づく区域指定制度の利用について、関係機関との協議、地域の住民の皆さんへの説明などを経て、平成17年3月に埼玉県の影響を受けたところとす。

3 指定区域における商業施設の誘導

産業系の区域指定を受けたのは、上記④の沿道サービスエリアのうち中心市街地に最も近接した大字持田及び駒形二丁目の約20ヘクタールです。沿道サービスエリア全体では約50ヘクタールの規模がありますが、一度に開発が可能になると、無秩序な虫食い状の立地が行なわれ、その後の有効な土地利用に弊害をもたらすおそれがあることから、範囲を限定して施設の誘導を行い、その効果を見極めたうえで指定の拡大あるいは別の手法によるまちづくりを進めることとしました。

誘導する施設の業種は、主に卸売・小売業のうち小売業及びそれに付随する一般飲食店としています。

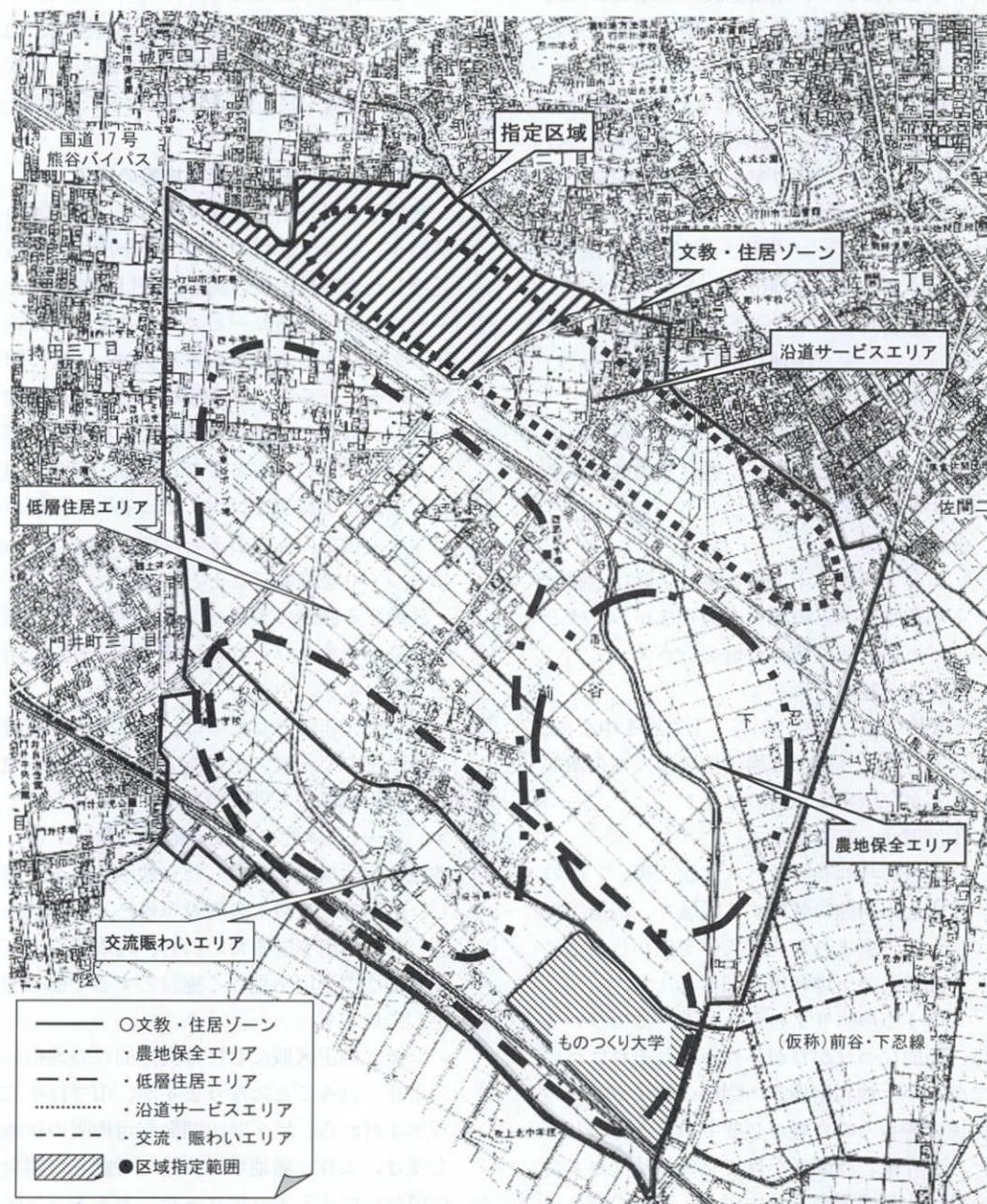
主に小売店舗としたのは、住民生活に密着した日常のサービスが可能であり、同時に地域の雇用促進にも効果があると考えたものです。なお、具体的な施設の誘導の際には、地域の生活環境に配慮した立地手続きを確保し、併せて一定以上の施設規模として区域全体の有効活用を図るためにも、大規模小売店舗立地法の適用を受ける施設とすることを想定しています。

今後、指定区域における具体的な立地相談が寄せられることとなりますが、市では平成17年4月から、埼玉県の開発許可権限の移譲を受け、より一層地域の特性を考慮した開発指導が行なえるようになったこともあり、区

域指定による施設誘導に関しても、住民の生活利便性の向上や生活環境の保全、地域経済の活性化などについて、その効果が最大限に発揮されるよう取組んでいく必要があります。また、立地施設には、市内だけでなく市外か

らの集客も期待できることから、市内の観光施設やまちなかにも人を呼び込むことで、まちの賑わいをつくり出していきたいと考えています。

文教・住居ゾーンの土地利用計画概要図



「21世紀を展望したまちづくり」

富士見市中心市街地活性化基本計画

～鶴瀬駅周辺における多彩な参加による

新たな地域文化づくり～



富士見市長
浦野 清

●富士見市の概要

本市は、埼玉県の南西部に位置し、東京都心から30km圏内に位置しています。総面積は19.70km²で隣接する市町は、東に荒川をへだててさいたま市、西に大井町・三芳町、南に志木市、北に上福岡市・川越市となっています。

鉄道は東武東上線が南北に市域を貫通しており、みずほ台、鶴瀬、ふじみ野の3駅が設けられ、池袋まで30分弱でアクセスできます。また、関越自動車道の所沢インターチェンジまで10分で出られるほか、富士見川越有料道路、国道463号線が市域を通っており、車でのアクセスも便利な環境となっております。

旧来、首都近郊の農村地帯だった本市は、昭和30年代からの大規模団地の建設などによりベッドタウンとしての都市化と人口の急増が進み、人口は、平成17年1月1日現在、105,047人であり、現在も微増している状況です。

●「中心市街地活性化基本計画」の策定

本市の産業は、経済不況の長期化をはじめ、周辺市町への大型店出店や経営者の高齢化などにより、空き店舗の増加、店舗の分断や不足業種が目立つなど、利便性が大きく低下してきていますが、消費者である市民からは日常生活に便利で魅力のある商店・商店街づくりが求められています。

このような中、本市では、平成15年度に市内商業の全体についてのあるべき姿の方向づけと、活力ある商店・商店街の形成をめざして、「富士見市商業活性化ビジョン ～活気と魅力のある街ふじみ商業まちづくり～」を策定しました。

そして平成16年度経済産業省の補助制度を利用し、この「富士見市商業活性化ビジョン」に基づく商業まちづくりの推進の一環として、鶴瀬駅東西口を中心とする商業地における市街地の整備改善と商業等の活性化の一体的推進を図るために、消費者や事業者・地権者との協働により、都市基盤整備と連動した商業活性化に係わる具体的方策と取り組み方向をまとめた、「富士見市中心市街地活性化基本計画」を策定したものです。

●中心市街地の区域の設定

本市の玄関口である鶴瀬駅の周辺は、市内の鉄道駅周辺市街地の中で、最も古くから市街化が進んだ地区であり、旧来から商業・サービス業が立地し、本市の小売商業活動等における中枢的役割

を果たしてきましたが、現在鶴瀬駅周辺は土地区画整理事業が推進されており、それら事業の進捗に合わせた土地利用・都市機能の誘導が求められ、自然趨勢型の市街地形成から計画的誘導型のまちづくり・地域活動の推進への転換期にあります。

こうしたことから、鶴瀬駅周辺の活性化は、本市全体及び隣接町への経済・地域活動面での利便性の提供や都市生活の魅力の強化を図る上でも大きな役割を担うことが期待されています。

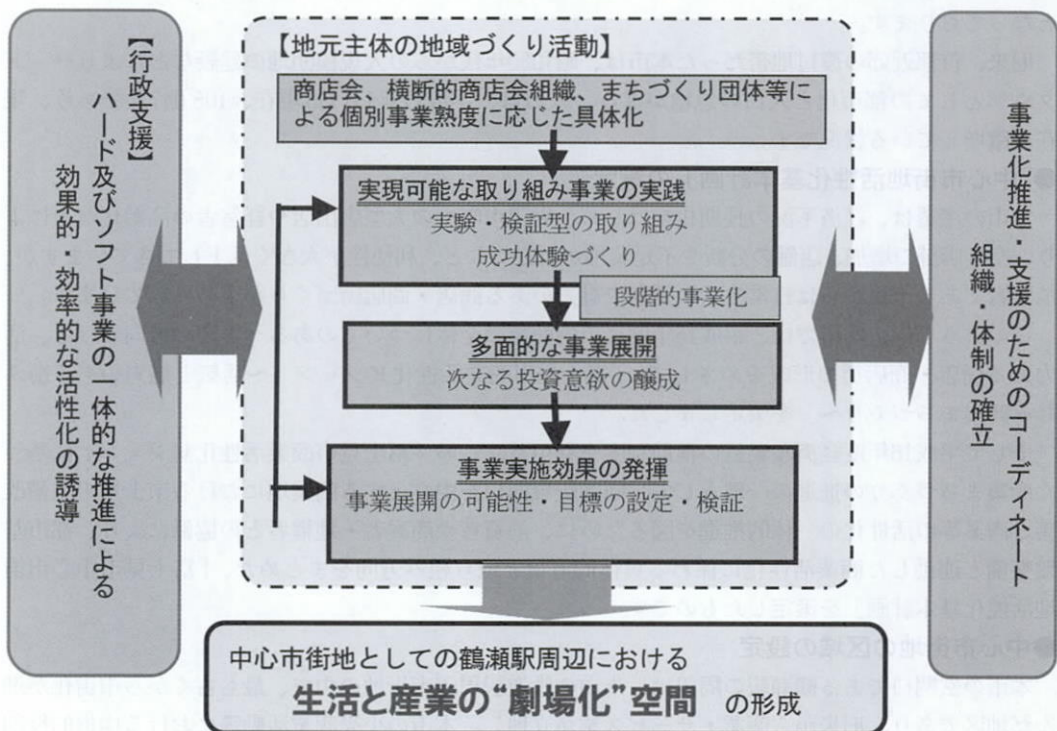
●中心市街地における課題

本市及び鶴瀬駅周辺における商業や都市整備の状況、消費者意向、商店会の活動状況等に基づき、次のような中心市街地に係る課題を整理しました。

中心市街地の課題	①周辺商業地等との違いをめざした個性・特徴づくりが必要
	②商業・都市機能の立地適正化をめざした土地区画整理事業とソフト施策の推進
	③土地区画整理事業に合わせた周辺交通環境の整備・推進
	④周辺都市開発等を契機とする機能付加と既存商業機能の棲み分け・適正化
	⑤消費者・生活者に親しまれ支持され続けるための商業機能の強化
	⑥本市の玄関・地域生活の拠点としての各種機能の付加・強化
	⑦持続的・組織的な取り組みによる事業展開のための推進体制の強化

●中心市街地活性化へ向けての取り組み方針

中心市街地の活性化へ向けては、地元主体の活力や魅力づくりへの取り組みが必要不可欠です。そのため、実現可能な取り組みの早期実施に基づく多面的な事業展開をすすめてつつ、それら取り組みを誘発するための支援と連携体制の構築を図ることによって、本市の中心市街地としての鶴瀬駅周辺における将来像「生活と産業の“劇場化”空間」の形成を目指します。



●中心市街地活性化へ向けての取り組み事業

五の野市心中

◆市街地の整備改善のための事業 (行政主導ですすめる事業)

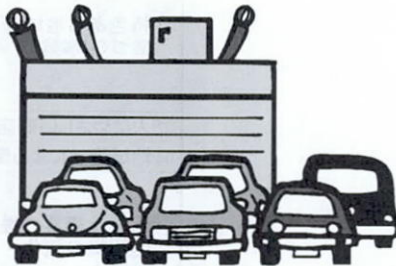
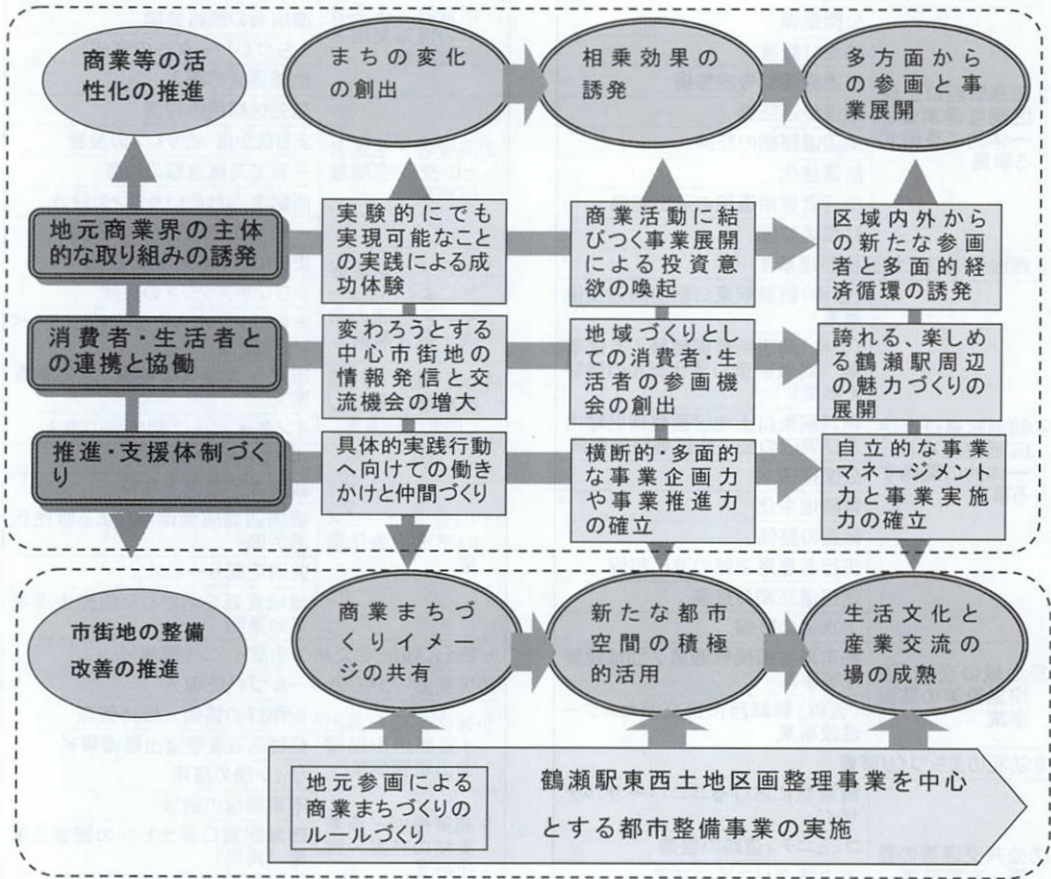
①鶴瀬駅西口土地区画整理事業	公園整備 防犯灯設置
②鶴瀬駅西口土地区画整理事業と一体的に整備する事業	市道第2933号線整備 県道歩道整備 周辺道路網の整備 無電柱化 歩行者専用道路の演出整備 駐車場整備
③鶴瀬駅東口土地区画整理事業	(仮称)鶴瀬駅東口駅前周辺整備事業
④鶴瀬駅東口土地区画整理事業と一体的に整備する事業	(仮称)商店街整備建替え支援事業〔鶴瀬駅東口富士ビルの建替え事業〕 鶴瀬駅東口土地区画整理区域内及び周辺の公共施設等整備事業 公園整備 電線地中化 緑道の整備 歩行者専用道路の演出整備 周辺道路網の整備 下水道の整備
⑤地域の交流・連携施設等の整備事業	都市再生機構鶴瀬第2団地建替え等事業 (仮称)鶴瀬西市民交流センター建設事業
⑥防犯のまちづくり事業	鶴瀬駅におけるユニバーサルデザイン
⑦公共交通等の整備・充実事業	コミュニティ道路の整備 市内循環バス等の充実 駅周辺の交通環境等の検討 駅前レンタサイクル事業

◆商業等の活性化のための事業 (民間主導ですすめる事業)

①消費者・生活者への情報発信・交流事業	市民商業モニターの設置 商店会の情報発信 まちづくりリーダーの育成 地域通貨の導入
②消費者・生活者との交流空間整備事業	店先休憩所の設置 まちなかほっとサロンの設置 子育て支援施設の設置 高齢者ふれあいサロンの設置 一時預かりの託児所の設置
③市民・生活者参加によるパフォーマンス空間の形成・運営事業	まちなかギャラリーの設置 まちなかスタジオの設置 まちのシンボルとなる新しいイベントの開催
④市民や大学・学校等との連携による地域づくり活動の推進事業	市民・大学等の連携による事業実施 インターンシップ制度等の導入
⑤消費者サービスの充実・強化事業	ポイントカードの導入 顧客満足度向上事業 駅周辺商店会連携による販売促進活動 共同宅配サービス 地域資源を活かした販売促進事業の展開
⑥販わい創出のための商業イベント事業	
⑦商業まちづくりのルールづくりと導入	
⑧芸術文化を演出する商店街環境演出整備事業	街路灯の整備・維持管理 個性ある景観演出整備事業 サイン類の整備
⑨商業機能・商業集積の充実・強化事業	不足業種の誘致 鶴瀬駅東口富士ビルの建替え事業〔再掲〕 空き店舗の情報提供
⑩商業担い手育成事業	商業後継者育成事業 創業者支援事業 チャレンジショップ等の場や機会の提供
⑪特色ある地域産業づくり事業	特色ある店づくりや逸品づくりの支援 地元農産物の活用 食のあるまちづくり セールスプロモーション事業 業務施設の整備
⑫人にやさしい商店街づくり事業	
⑬地域連携による環境にやさしい商店街づくり事業	
⑭活性化事業の推進組織の強化・設立	商業まちづくり推進委員会の設置 庁内推進組織の設置 商店会の相互協力、統合化・法人化 TMO構想の策定とTMO設立 TMO計画の策定

● 中心市街地の活性化へ向けての実現化方策

中心市街地の活性化へ向けての各種事業の取り組みにあたっては、下図のような視点に基づき、段階的な事業展開の推進を図ります。



連合会の動き

平成17年度通常総会を開催 建設産業活性化のため諸課題改善へ

当建産連は6月13日午後4時から建産連研修センター第1会議室において、平成17年度・第26回通常総会を開催、適正な元・下関係の構築を図るため、加盟団体の共通課題の改善に向けた新年度の事業計画を原案通り承認、可決した。

総数28団体、出席26団体、委任状1団体で、議長に島村会長を選出、議事録署名人に荒井理事と真下理事を指名して議事に入った。

第1号議案「平成16年度事業報告の承認について」、第2号議案「平成16年度一般会計収支決算の承認について」、第3号議案「平成16年度特別会計収支決算の承認について」の関連3件を一括上程した。村松事務局長から各議案について順次説明を行い、藤原代表監事から監査報告を受け一括質疑の有無を諮り、いずれも原案どおり承認された。

引き続き、第4号議案「平成17年度事業計画案について」、第5号議案「平成17年度一般会計収支予算案について」、第6号議案「平成17年度特別会計収支予算案について」の関連3件を一括上程、事務局より説明を受け採決の結果、いずれも原案どおり承認された。(平成17年度事業計画は後段に掲載)

次に第7号議案「役員の補欠選任について」の審議を行い、あらかじめ各団体から推薦を受けた名簿を提示し諮ったところ特に異議なく、原案どおり承認された。

人 埼玉県建設産業団体



あいさつする島村会長

役員の補欠選任

理事 (社)埼玉建築設計監理協会
桑子 喬

〃 埼玉県環境安全施設協会
仲村 一夫

専務理事 須永光世
(埼玉県建設産業団体連合会)

常務理事 村松義規
(埼玉県建設産業団体連合会)

評議員 埼玉県環境安全施設協会
小川裕児

(社)埼玉建設コンサルタント
技術研修協会
(3月31日付けで退会)

多くの関係者を迎え懇親会

社団法人 埼玉県建設産



小沢県土整備部長

総会終了後、会場を同センター3階大ホールに移し、小沢県土整備部長、渡辺関東地方整備局長をはじめ、国、県関係、公社・公団、関係団体、金融機関、報道機関の方々を来賓として迎え懇親会を開催した。

須永専務理事の司会で開会、あいさつに立った島村会長は、4月1日からの品確法施行に期待感を表す一方、「建設産業の健全な発展に向けて、時代の変化を十分認識し課題の改善をはじめ、技術力の向上、経営の改革に努めるとともに、良質な社会資本の整備という社会要請に応えるための自己革新が重要」と強調、「建産連としては、このような時代や厳しい環境の変化に対応し、加盟団体との緊密な連携のもと諸事業を積極的に推進し、建設産業の活性化と健全な発展に向けて最大の努力を傾注していきたい」と述べた。

来賓を代表して小沢県土整備部長が、「県民が安心、安全で真の豊かさを実感できるための基盤整備をはじめ、風水害などに迅速に対応するなど建設産業は重要な基幹産業であり、その果たす役割は益々大きくなっている。ゆとりとパワーをキーワードに建産連加盟団体の協力を得ながら、新生埼玉づくりに取り

社団法人 埼玉県建設産



渡辺関東地方整備局長

組んでいきたい」と上田知事の祝辞を代読した。

また、渡辺関東地方整備局長からも、「厳しい経営環境の中にあって、建産連においても技術的に工夫していく努力が必要で、品確法の施行により傘下団体には品質と価格で総合的に競争していくことを特にお願いしたい。直轄事業の執行にあたっては環境に配慮しながら、建産連とともに良い県土づくりを進めていきたい」と力強い祝辞が寄せられた。

続いて、来賓紹介、祝電披露があり、森口県緑地協会理事長の発声で乾杯、宴席に入り、暫し懇談が続き、盛会裏の内に閉会となった。



乾杯発声で懇親会がスタート

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

平成17年度事業計画

わが国の経済は、生産や設備投資が増加基調にあり、雇用・所得面の改善から景気回復は企業から家庭に波及すると見込まれ、民間需要を中心として緩やかながら回復基調にある。

建設投資においても景気回復を反映し、民間非住宅建築投資は堅調に推移すると思われ、また公共投資においても抑制傾向は続くものの、ほぼ横ばいとなることから9年ぶりに前年比プラスとなることが見込まれているが、県内の公共投資においては、減少幅は少なくなったものの減少傾向が続くことから依然として厳しい経営環境にたたされている。

建設産業にとっては、不良・不適格業者の介在、ダンピング受注など喫緊の課題に適切に対応するとともに、市場の確保・拡大、品質の確保等に向けて社会の要請に応えた良質な社会資本整備を通して、広くその必要性・重要性を喚起していく努力も重要である。

横断的組織である建産連としては、諸課題を改善し建設産業の活力を高めるため、以下の事業を実施するものとする。

1 調査研究事業

建設産業の構造改善推進を図るための、各種調査研究等の実施。

2 研修・視察事業

会員団体構成員の知識向上を図るため、一般教養、政治、経済等の各分野における専門家等を招き講演会、研修会を行うとともに文化施設、先端企業等の視察、見学会を行う。

3 構造改善事業等

国において示された「建設生産システム合理化指針」、「建設産業構造改善推進プログラム2004」等の趣旨に則り、次の諸施策の推進を図る。

- (1) 埼玉県建設生産システム合理化推進協議会を開催し、「合理的な建設生産システムの構築」や「元・下契約関係の適正化」等、構造改善推進プログラムの取り組むべき事業について推進を図る。
- (2) 国及び県が行う構造改善事業に積極的に参画するとともに、建設産業の構造改善のための事業の推進を図る。
- (3) 会員団体構成員の知識の向上に資するため、関係団体等との共催により、経営、技術研修

会、講習会等を開催する。とくに、企業倫理の確立を図るため、独占禁止法の遵守を中心とする講習会を重点的に開催する。

(4) 元・下関係の検討会や情報交換会等の開催。

4 情報活動

(1) 情報の収集・提供

国、地方公共団体の行政施策、通達、建設業界の動き、その他労務等に関する情報を適宜収集し、会員団体に提供する。

(2) 機関誌の発行

機関誌「建産連ニュース」を四半期ごとに年4回発行し、(1)の情報を含む有益な情報を会員団体等に提供する。

5 陳情等の活動

社会資本整備の促進、県内建設産業の発展や建設産業が抱えている諸問題の解決等を図るため、必要に応じ随時、国及び地方公共団体その他関係機関に対して積極的に陳情等の活動を実施する。

6 連絡調整事業等

会員団体の有機的な連携を保持するとともに、会員団体主催等の諸行事への積極的な参加はもとより、必要に応じて会員団体相互間に関連する事業にかかわる連絡会議等を開催する。

(1) 団体会員相互及び関係機関関係者との連携を密にするため、新年賀詞交換会を開催する。

(2) 国及び地方公共団体その他関係機関との連携を密にするため、連絡調整会議等を積極的に開催する。

(3) 会員団体の主催する会議、国及び県等主催の各種協議会並びに集い、役員・委員等を努める関係団体の会議等に積極的に参画するなど行事遂行に協力する。

7 啓発宣伝事業

(1) 建設産業の重要性を一般に広くアピールするため、県内小・中学校の児童・生徒を対象として、引き続き「埼玉の建設産業」を題材としたポスター・絵画コンクールを実施する。

(2) 建設産業のPRを図るため、(1)のポスター・絵画コンクール入賞の優秀作品等を原画に用いた2006年カレンダーを作成し、会員団体をはじめ関係機関等に配布する。

(3) 建設産業のPRを図るため、必要に応じ各種の広報を行う。

8 埼玉建産連会館及び埼玉建産連研修センターの管理運営

(1) 建物及び設備の適切な維持管理とともに、会議室等の効率的な利用に努める。

(2) 会館等利用の安全、財産の保全等を図るため、消防訓練等防災思想の啓蒙を図る。

9 全国建産連事業との連携等

全国建産連並びに(財)建設業振興基金等との連携強化による積極的な事業の推進を図る。

委員 理事会報告

通常総会提出議案について協議

平成17年度第1回理事会開催

5月11日正午から、埼玉建産連研修センター第1会議室で本年度第1回目の理事会が開催され、平成17年度通常総会の運営や、付議する議案などについて協議を行った。

会議に先立ち島村会長が、「我々中小建設産業の経営は受注の減少と競争激化により、今後とも厳しい状況が続くものと思われる。これまで、官民一体となった建設産業の構造改善に取り組んできたが、新たな公共調達のある方として品確法が4月1日から施行され、従来の価格だけの競争から価格と品質を総合的に評価する制度へと移行することとなった。建産連としてもこのような時代や環境の変化に対応し、加盟団体との協調・協力関係を密にし、建設産業の活性化と「健全な元・下関係」の構築に向けて事業推進を図っていききたい」とあいさつした後、議事録署名人に目黒理事と高木理事を選出し議事に入った。

〔議題〕

平成17年通常総会の開催日程などについて



6月13日午後4時から建産連研修センター第1会議室で開催される総会次第（進行要領）、さらに、午後5時から建産連研修センター3階大ホールで開催する懇親会の次第、来賓名簿などについて村松事務局長から詳細説明を受けこれを承認した。

通常総会提出議案について

①平成16年度事業報告の承認について ②平成16年度一般会計収支決算の承認について ③平成16年度特別会計収支決算の承認について一の3件を一括上程、事務局より詳細説明を受けた後、これを承認した。

続いて、①平成17年度事業計画案について ②平成17年度一般会計収支予算案について ③平成17年度特別会計収支予算案について一の3件を一括上程、同様に説明を受けた後、原案どおり承認した。

また、各団体の総会で役員の変更が生じた場合は、建産連としての役員補欠選任を行い、総会議案として上程することを確認した。

第105号編集とポスター・絵画 コンクール募集について協議

広報委員会

4月27日正午から、建産連会館特別議室で島村会長同席のもとに広報委員会を開催した。

〔議題〕

「建産連ニュース」第104号の発行について

このほど発行された4月号について、事務局から記事の掲載順に要点を説明、特に意見なく了承された。

「建産連ニュース」第105号の編集案について

7月に発行する第105号の編集案について、編集担当から趣旨説明を受け、特に意見なくこれを了承した。

「埼玉の建設産業」ポスター・絵画募集について

事務局より第26回「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクールの収支決算報告を行う

とともに、第27回の作品募集要領（案）について説明を受け、例年どおりの内容で実施することを了承した。

その他

次回委員会開催日を7月27日とすることを決めて閉会した。



公共事業費の確保など 要望活動を展開

全国建産連が通常総会を開催

(社)全国建設産業団体連合会は6月3日、東京・霞ヶ関ビルの東海大学校友会館で平成17年度通常総会を開催し、平成16年度の事業報告及び収支計算書を原案通り承認するとともに、平成17年度事業計画案および収支予算書案を了承した。

冒頭、挨拶に立った田村会長は「景気は緩やかに回復の兆しが見えているものの、我々建設業界には全く実感はなく、年々厳しさは深刻の度を増している。平成18年度公共事業費については、これ以上削減させないという不退転の決意で要望活動を展開していく必要がある」と呼びかけた。

また、国交省が打ち出したダンピング排除対策について「地方公共団体における取組みは極めて不十分であり、低価格受注が定着しつつあることは、誠に残念の極みである」との見解を示す一方、このほど成立した品確法に触れ、「総合評価方式により落札者決定を義務付ける品確法は、大いに期待し評価する。

今夏までに策定される基本指針が中小建設業界における、ダンピングと不良不適格業者の排除に有効なものとなるよう、全建などの関係団体とともに要望活動を行っていく」と期待感を表した。

続いて、来賓の中島正弘国交省審議官が挨拶に立ち、「品確法の課題は、技術提案を求める必要がないような工事での総合評価だ」と指摘し、「地方公共団体での取り組みを促すためには「もう少し簡便で普及しやすい簡易型の総合評価方式が必要だ。その場合、過去の工事成績、地域要件、会社の経営状況などが考えられるが、資格審査と入札時に考慮する評価とは分ける必要がある」と述べた。さらに、「技術提案以外の評価をすることで複数社が同じ価格で入札しても、価格以外での評価ができていれば、少なくともクジ引き落札はなくなるだろう」と強調した。

最後に、事務局側から、先の理事会で承認されたマイクロソフト(株)の賛助会員入会についての報告があった。マイクロソフト社とは平成14年7月に、中小建設業におけるIT化を軸とした具体的な手法を会員企業向けに提供していくことで合意。ITを活用した経営改革の成功事例紹介を中心に全国的なセミナーを開催しているが、さらに付加価値の高いサービスの提供を目指すとしている。

総会後には懇親会が開催され、岩井国交省副大臣、協参議院議員、三沢国交省審議官などの来賓祝辞に引き続き、建設業振興基金の鈴木理事長の音頭で乾杯、盛会裏のうち終了した。

設産業団体連合会



連

埼玉が生んだ著名人物伝

載

その29

間 仁 田 勝

宇 治 達 郎

— 世界初の胃カメラの発明者 —



晩年の宇治達郎

当時、死因のトップクラスだった「胃ガン」を早期発見するため、わずか12ミリのカメラの開発をオリンパス光学に持ち掛け、オリンパスの若き技術者らとともに欧米でも不可能とされていた胃カメラを世界に先駆けて発明した、さいたま市大宮区（さいたま市大宮区）の宇治達郎について記す。

(参考文献)

『追想宇治達郎』（宇治達郎追悼集編集会）

『プロジェクトX 挑戦者たち』

（日本放送出版協会）

『光る壁画』（吉村 昭）

『オリンパスの歩み』（オリンパス）

1. はじめに

細い管を口から入れ、食道、胃、十二指腸をモニターで観察しながら撮影していく内視鏡。いわゆる胃カメラは、ガンや潰瘍（かいよう）などを早期に発見する効果的な機器として世界中の多くの医師の間で利用され、多くの生命を救ってきた。

この消化器系疾患の治療に欠かせない医療機器として、大きな貢献をしてきた胃カメラが、昭和25年、戦後間もない日本で、それも埼玉県の大宮に在住する若き医師の手により

開発され、世界に広まったものであることを、知る人は少ない。

その医師こそ、吉村昭の小説『光る壁画』のモデルになるとともに、NHKの「プロジェクトX 挑戦者たち・ガンを探し出せ」の主人公として取り上げられた宇治達郎であった。

当時、宇治は東大病院分院で、胃疾患の治療に当たっていたが、その中でも何ともしがたかったのが胃ガンであった。

「胃袋の壁を内側から写真に撮りたい」

それが宇治の願いであった。

2. 胃の中を撮りたい

宇治達郎は大正8年(1919)11月25日、医師である宇治田積と義子の長男として生まれた。

父の田積は、長野県上伊那郡小野村(現・辰野町)の宇治家の養子となり、医療に携わっていたが、後に宇治家に長男が誕生したことから、大正9年9月、家督を長男に譲り、大宮の地に転居、そこで医院を開業した。達郎、わずか満1歳の時であった。

達郎は、昭和7年に大宮尋常高等小学校を卒業後、浦和中学校(現・浦和高校)、浦和高等学校(現・埼玉大学)と進み、昭和15年に東京帝国大学医学部に入学した。

昭和18年(1943)夏、大学を繰上げ卒業させられ、その年の10月に軍医候補生として第58師団司令部に入隊、中国大陸の各地を転戦する。

復員後は、母校の東京大学医学部付属病院小石川分院の外科医局に戻り、副手として勤務することとなった。

そして、その翌22年11月には10歳下の渡辺享子と結婚している。

達郎は、病院で外科医として多くの胃病患者者と接触する中、自分の能力では何ともしがたいものがあるのを感じていた。

そんなある日、達郎はレントゲン技師に、なにげなく話しかけた。

「胃の中を撮影することはできないだろうか」

技師は、レントゲン撮影や胃鏡があるのに、何をいまさらと思いつつも耳を傾けた。

「胃の中にカメラを入れて撮影したいんだ」

当時、胃の診断には、レントゲンと胃鏡の2通りの方法があった。レントゲンでは胃の内部の壁の様子までは分からず、また、胃鏡では時には食道を破る事故を起すなどの危険性が伴っていた。

レントゲンと胃鏡検査だけではガンの早期発見はできない。中を直接、撮影できれば早

期に診断する方法を確立できる。達郎はそう考えたのであった。

胃の中を覗く試みはヨーロッパを中心に何度か行われた。1868年、ドイツのフライブルグ大学のクスマイル教授は長さ47センチ、長径13ミリの金属管を剣呑みの曲芸師に吞んでもらったが、光源が胃内に届かず失敗に終わった。そして1932年にドイツの医師シンドラーが、それらを改良して長さ75センチ、長径11ミリの管の先端にレンズと豆電球を配して胃の中を見る胃鏡を開発したのであった。

達郎は、この胃鏡とは異なり、胃の中に直接、カメラを入れ、胃の内部を撮影しようと考えたのである。

達郎はレントゲン技師とともに、真っ暗にした箱の中や水槽の中での露光実験を繰り返していたが、カメラ技術に無知な医者がいくら頑張ってみても限界があった。そんな達郎を見かねて、オリンパス光学の監査役をしている岳父の渡辺富雄は常務の中野徹夫を紹介したのであった。

3. 胃カメラ開発に着手

昭和24年7月、オリンパス本社を訪ねてきた達郎に、中野常務は研究所から主任技師の杉浦睦夫を呼んだ。

達郎は、杉浦に向かって胃内撮影の必要性を熱心に論じた。

「胃ガンや胃潰瘍の発見は主としてレントゲンに頼り、時には切らないで済むものでも切開手術を行ってしまうこともある。それを何とか胃内撮影によって手術を完璧なものにしたい。そのためにも胃の中に入れるカメラが欲しい。出来るだろうか。その可能性はあるだろうか」

杉浦は少し考えてから、「光とレンズとフィルムがあれば写真に撮れます」と断言した。

達郎は、この答に自分の発案は間違っていなかったことに自信を持ち、改めて勇気が沸いてきたのであった。

それから数日後、達郎は、杉浦が諏訪工場に出張中であることを聞き、早速、今後の打合せをすべく諏訪へ向かった。

杉浦は、訪ねて来た達郎を見て、数日前に中野常務から紹介された青年を思い出すとともに、丁度、社運を掛けた位相差顕微鏡の開発で頭がいっぱいであったことから、深く考えず答えてしまったことを反省した。その上、所長からも「腹の中にカメラを入れるなんて。第一、光が無いじゃないか。エネルギー論から考えても不可能だ」と言われていた。

達郎は、先日と同じように胃内撮影の必要性を説いたが、杉浦からは一般的な話のみで、それに「申し訳ありませんが、今日、東京へ戻らなければならないんです」と、前向きな回答を得ることができなかった。

達郎は、ここで杉浦に逃げられてはと、「私もご一緒します」と強引についていくことにした。

その日の午後4時過ぎ、達郎は杉浦について下諏訪発の列車に乗り、東京へ向かった。達郎が期待したにもかかわらず、車中ではほとんど会話は無く、きまわずだけが漂っていた。



大宮区宮町の県道沿いに建つ宇治病院

折しもこの日、キティ台風が関東地方に上陸、死者135名を出すほどの猛威を振るっていた。二人の乗った列車も台風の中をゆっくり進み、ついに高尾駅で停車してしまった。車内には「暴風雨のため当分動くことができません」とのアナウンスが告げられた。

達郎は動かない列車の中で、「胃の中を撮影する小型カメラの開発に協力して頂きたい」と、おそろおそろ杉浦に切り出した。杉浦も初めは通り一遍の返事であったが、次第に熱が入り、動き出す朝まで熱心な議論が交わされることとなった。しかしながら、カメラのことは全く分からない医者と、医学については無知なカメラ屋との会話、すれ違いが多く、結論はなかなか出なかったが、分かれ際には、杉浦から「私の研究所で一緒に実験しましょう」との言葉がでるまで意気投合するようになっていたのであった。

昭和24年8月31日、胃カメラの開発はこの夜から始まったのであった。

4. 試作機が完成

「人間の咽喉及び食道の太さは平均的に14ミリですから、管の外径は12ミリ、その先にカメラを着けたいのですが」
達郎からの要望は厳しかった。胃の中を写すには、胃まで届く管、管の先につけるカメラ、胃の中を照らす豆電球が必要である。管の外径が12ミリだとすると内径は8ミリ程度、その先端にレンズとランプとフィルムを内蔵するカメラをつけ、それらの作動線は8ミリ内に収めなければならない。

達郎は、さらに胃内撮影の必要条件として、患者に与える苦痛が無いこと、危険の無いこと、胃内壁の全

部を短時間に撮影しえること、病巣が判定できる鮮明度の高い写真が得られること、の4項目を加えた。

レンズは顕微鏡磨きの名人に、豆電球は電球職人へとそれぞれその道の専門家に依頼したものの、肝腎の管とカメラについては杉浦の技術に委ねられた。

そんなところに、諏訪工場から^{ふかみまさはる}深海正治が異動してきた。杉浦は、早速、深海に胃カメラの開発を専念させたのであった。

達郎もまた、東大病院での診察を終えるとオリンパスの研究所に通うのが日課となった。そして、毎日のように3人で議論が交わされたのであった。

そんな、見通しがつき始めてきたある日、いつものように研究所帰りに3人で酒を酌み交わしながら、論議に花を咲かせていたが、ふと、この発明品に名前のないことに気がついた。結局、分かりやすい名ということで、胃の英語がガストロであるところから、この語を冠した「ガストロカメラ」ということに決定したのであった。

そして昭和25年2月、ようやく試作機が完成した。いよいよ生体実験となり、まずは犬を利用しての実験となった。

5. 犬の腹が光った

実験は病院の診察が終わった夕刻以降に病院の研究室で行われた。

達郎は、犬を台の上に上向きに固定させ、口に直径3センチほどの穴のあいた木片を噛ませた。

まず、水を胃に送り込み、胃を洗浄した後、改めて新しい水を送り込んだ。腹部を膨れ上がらせるためである。

達郎は、次に、木片の穴の間から先端に胃カメラと豆電球が付いたゴム管を入れはじめたが、なかなかうまく入らなかった。

やっと入ったと思ったら、管がねじれていることもあった。腹圧でカメラが壊れてしま

うこともあった。

やっと、挿入も旨くなり、何枚か写真が撮れるようになったものの、出来た写真をみると、写ってはいるが、ボヤッとして、何が写っているか分からなかった。

そんな失敗を何度も繰り返した末、ついに胃の中が綺麗に写るようになった。成功であった。

達郎らは喜び合ったが、考えてみると、ここに大きな問題があることに気がついた。胃の中が鮮明に写っているものの、胃の中のどの部分を写したのか分からないのである。どこが患部か分からなくては治療ができない。どうしたら判別出来るのだろうか。

犬での実験も半年が過ぎようとしているが、なかなか良い方法が見つからない。どうすれば分かるのか。試行錯誤の中、実験は毎日のように続けられた。

おかげで達郎の腕も上達し、麻酔を使わずに挿入することができるまでになっていた。

そんなある日、達郎はいつものように慣れた手つきで管を押し込んでいき、管の先端が胃の中に入ったのを確認すると、管の口から出ている三味線の糸を引いて胃カメラのシャッターを切った。すると、犬の腹部がふっと明るくなるのが見えた。不思議に思い、達郎は立て続けにシャッターを切った。

シャッターを切るたびに犬の腹を通して光が透けてみえたのであった。

「先生、犬の腹が光ってますよ!」、深海は思わず叫んだ。

実験に熱中するあまり、暗くなったのにも気がつかず、室内の電灯をつけるのを忘れていたのであった。

偶然が幸運を招き寄せた瞬間であった。

「そうだ、これだよ、これでいいんだ」、達郎も興奮のあまり、何を言っているのか分からなかった。

「次は人体実験だ」、達郎は思った。

6. 人体実験に成功

昭和25年6月、達郎は虫垂炎ちゅうすいえんの手術後、腸閉塞ちようへいそくを起こして入院していた。丁度、先輩医師の坂本馬城が胃潰瘍かいようの手術をすることとなり、上司の林田医長が来て、「レントゲンでは潰瘍は発見したが、カメラでも確認をしたい。それを確認してから手術を行う」と言った。

達郎は、手術後の腰痛がとれず、ベッドでうなっているのに「早速、撮影して見てくれ」との催促であった。

達郎が、人体への使用をすでに2度行ったが、それが、ともに失敗であったことから消極的になっているのをみかねて、再度、その機会を与えようとしている医長の温かい思いやりからであった。

達郎は、医長に感謝しながら、手術室のドアを開けると、坂本は、すでに手術台に横たわっていた。

「おい、早くやってくれ、待ちくたびれたよ」

坂本は達郎を励ますように、大きな声で言った。

達郎は、深海から胃カメラを受けとり、坂本の横たわっている手術台に静かに近づいていった。

「では、始めます。肩の力を抜いて下さい」

達郎は、坂本の口から管を入れ、のど、食道、そして胃へと差し込んでいった。差し込みながらも、過去2回の失敗が頭を横切るのを振り払うように、管を胃の最も深いところまでさしこんだ。

そこでシャッターボタンを押す。坂本の腹がポツと明るくなった。達郎は、カメラを移動させながら次々とシャッターを押していった。そのたびに、坂本の腹が各所で光った。

達郎は、13回、シャッターを押してから、管を引上げ、それを坂本の口から静かに引き抜いた。今度は成功である。

「終わりました。ありがとうございました」

達郎は、坂本に心から礼を言った。まだ抜糸前の痛み上がりながら、そんな疲れなど吹き飛んでしまうほどの嬉しさであった。

現像の結果は素晴らしい写真となり、胃潰瘍の箇所がはっきりと写っていた。

昭和25年11月、達郎は日本臨床外科学会において、この実験の成果による胃壁の写真のスライドで映しながら胃カメラ開発について発表した。反響は大きく、新聞にも大きく取り上げられた。

また、その8月には、胃カメラによる撮影記録をまとめた論文「胃粘膜撮影法とその応用に関する研究」を提出、医学博士の学位を授与した。

昭和29年5月、日本発明協会は、この胃カメラの発明をした達郎、杉浦、深海の3人に対し、特賞として朝日新聞発明賞を授与し、この功績を称えた。

7. 東大を辞し地域医療に専念

ある日、達郎のところに、杉浦が訪ねてきた。

「先生が東大をさられるとの噂を聞いたのですが、本当ですか」

達郎は、「私には町医が向いているんです。父の手伝いをするつもりです」と答えた。

「それでは、胃カメラの研究はどうなるのですか」と杉浦が続けると、達郎は「胃カメラの研究は大学の同級生の城所勤君きどこうつとむと私の助手の今井光之助君が引き継いでくれます」と言った。

その後、達郎は東大病院を辞し、大宮市の開業医である父の経営する病院に勤めたのであった。達郎、35歳の時であった。

達郎は、昭和33年には父・田積の死去により、宇治病院を引き継ぐこととなったが、田積とは異なり、公職には一切就かず、地域医療に専念したのであった。

田積は、昭和12年には大宮町長、戦後には大宮市の教育委員長など、多くの公職を歴任

し、常に忙しい日々を過ごしていたのであった。

本来ならば、世界に先駆けて胃カメラを開発したことにより、医学界のリーダーとなれるパスポートを手にしていたにもかかわらず、それらの名誉をアッサリ捨て、町医者として地域医療に専念する達郎に感じた作家の吉村昭は、達郎を主人公にした胃カメラ開発についての小説『光る壁画』を、昭和55年4月から読売新聞朝刊紙上に連載したのであった。

そんな連載が始まった昭和55年（1980）10月3日、達郎は突然、病に倒れ、10日後の13日には順天堂大学付属病院に入院し治療を受けていたが、その甲斐もなく、誕生日の2日後の11月27日朝、妻の享子らに見守られながら、静かに旅立っていった。享年61歳、戒名は医玉院永達禅心居士で、菩提寺のさいたま市大宮区大成町の普門院に葬られた。

吉村昭の小説の発表により、改めて達郎の功績の偉大さが認識されることとなり、平成2年には、日本文化の向上につくし、称えられるべき業績をあげながらも、報われることの少ない人に贈呈される吉川英治文化賞が授与されるとともに、平成12年4月には、NHKの「プロジェクトX 挑戦者たち」に取り上げられた。

また、大宮市も平成2年（1990）に市民栄誉賞を贈っている。

胃カメラは、その後ファイバークラスを使用したものに発展し、今では世界中の医者に使用されるようになった。



達郎の顕彰碑の建つ菩提寺・普門院



告知板

公共工物品確法が成立

価格と品質に優れた調達への転換

「公共工物の品質確保の促進に関する法律」が、3月30日の参院本会議で、与党などの賛成多数で可決成立した。4月1日から施行される。

公共工物の品質を確保するため、従来の価格だけの競争から、価格と品質に優れた調達への転換をうたった新法で、昨年秋の臨時国会に議員立法として提案されていた。

臨時国会では審議未了のまま継続審議となり、その後、与野党間において法律案の内容などについて、協議会を設置して調整などが行われた結果、自民、民主、公明各党の合意のもとに一部修正がなされ、162通常国会に提出された。施行にあたっては、衆参両院の国土交通委員会で付帯決議が採択され、今後、法律の趣旨の具体化に向け、基本方針づくりが進められる。

同法および付帯決議の詳細について掲載する。

公共工物の品質確保の促進に関する法案

(目 的)

第 一 条 この法律は、公共工物の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることにかんがみ、公共工物の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工物の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工物の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定 義)

第 二 条 この法律において「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）第二条第二項に規定する公共工事をいう。

(基本理念)

第 三 条 公共工物の品質は、公共工物が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することにかんがみ、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

2 公共工物の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することにかんがみ、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素

をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

- 3 公共工事の品質は、これを確保する上で工事の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することにかんがみ、より適切な技術又は工夫により、確保されなければならない。
- 4 公共工事の品質確保に当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること並びに適正な施工が確保されることにより、受注者としての適格性を有しない建設業者が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。
- 5 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案（競争に付された公共工事に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。
- 6 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない。
- 7 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。

（国の責務）

第 四 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 五 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（発注者の責務）

第 六 条 公共工事の発注者（以下「発注者」という。）は、基本理念にのっとり、その発注に係る公共工事の品質が確保されるよう、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を適切に実施しなければならない。

- 2 発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注及び他の発注者による発注に有効に活用されるよう、これらの資料の保存に関し、必要な措置を講じなければならない。
- 3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するために必要な職員の配置その他の体制の整備に努めなければならない。

(受注者の責務)

第七条 公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施するとともに、そのために必要な技術的能力の向上に努めなければならない。

(基本方針)

第八条 政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項
 - 二 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針
- 3 基本方針の策定に当たっては、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。）及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。
- 4 政府は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(基本方針に基づく責務)

第九条 各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）、特殊法人等の代表者（当該特殊法人等が独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）である場合にあっては、その長）及び地方公共団体の長は、基本方針に定めるところに従い、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(関係行政機関の協力体制)

第十条 政府は、基本方針の策定及びこれに基づく施策の実施に関し、関係行政機関による協力体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(競争参加者の技術的能力の審査)

第十一条 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、競争に参加しようとする者について、工事の経験、施工状況の評価、当該公共工事に配置が予定される技術者の経験その他競争に参加しようとする者の技術的能力に関する事項を審査しなければならない。

(競争参加者の技術提案)

第十二条 発注者は、競争に参加する者（競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。）に対し、技術提案を求めよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

- 2 発注者は、技術提案がされたときは、これを適切に審査し、及び評価しなければならない。この場合において、発注者は、中立かつ公正な審査及び評価が行われるようこれら

に関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

- 3 発注者は、競争に付された公共工事を技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用しないことができる。
- 4 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならない。ただし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第四条から第八条までに定める公共工事の入札及び契約に関する情報の公表がなされない公共工事についての技術提案の評価の結果については、この限りではない。

(技術提案の改善)

第十三条 発注者は、技術提案をした者に対し、その審査において、当該技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合において、発注者は、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表しなければならない。

- 2 前条第四項ただし書の規定は、技術提案の改善に係る過程の概要の公表について準用する。

(高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格)

第十四条 発注者は、高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めたときは、当該技術提案の審査の結果を踏まえて、予定価格を定めることができる。この場合において、発注者は、当該技術提案の審査に当たり、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くものとする。

(発注関係事務を適切に実施することができる者の活用)

第十五条 発注者は、その発注に係る公共工事が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。

- 2 発注者は、前項の場合において、契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者を選定したときは、その者が行う発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(検 討)

- 2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

公共工事の品質確保の促進を図るため、公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公共工事の品質確保の促進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行に当たっては、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 公共工事の入札契約に関し、不良不適格業者の排除の徹底を図ること。
- 2 公共工事の入札及び契約の過程等に関して学識経験者等の第三者の意見を適切に反映する方策を講じるとともに、当事者の苦情に適切に対応するため、法的整備を含む検討を行うこと。
- 3 発注者による競争参加資格の設定に当たっては、新規参入企業の競争への参加が阻害されないよう配慮すること。
- 4 入札に参加しようとする建設業者が適切に評価されるよう、入札参加希望者登録制度における格付け及び経営事項審査制度の適切な運用に努めること。
- 5 施工体制の適正化を図るため、工程表及び施工体制台帳の発注者に対する提示が徹底されるよう努めること。
- 6 技術提案制度の運用に当たっては、発注者の自主性が尊重され、工事の内容に応じた適切な判断がなされるよう配慮すること。
- 7 体制が整っていない地方公共団体においても、技術提案に関する審査及び評価を適切に行うことができるよう配慮すること。
- 8 技術提案の審査の結果を踏まえて予定価格を定める場合においては、学識経験者の意見も踏ま

え、適切に定めること。

- 9 適正な施工体制の確保、下請代金の適正な支払の確保等の観点から、施工体制台帳の活用、営業所への立入調査等により、施工の範囲や条件が明確な契約が締結され、下請代金の適正な支払が確保されるなど、元請企業と下請企業の関係の適正化に努めること。
 - 10 公共工事の品質確保の一層の促進を図るため、瑕疵担保期間の延長、瑕疵担保責任の履行に係る保証の在り方などについて総合的な観点から検討を行うこと。
 - 11 公共工事に係る工事実績、評価等に関する情報の共有化のため、発注者支援データベースの整備に努めるとともに、その適正な運用の確保に十分留意すること。
- 右決議する。

国土交通省

元・下間の電子契約に関する

施工体制台帳の取扱ガイドラインまとめる

国土交通省は、元請と下請の間などで電子契約を行った場合の「施工体制台帳の取り扱いに関するガイドライン」をまとめた。

ガイドラインのポイントは次のとおり。

- ① 工事現場で電子契約の内容を紙面に表示することができる場合－特に対応の必要はない。
- ② 工事現場で電子契約の内容を紙面に表示できない場合－契約内容を出力した書面の添付が必要。
あわせて現場代理人が原本と同じと認めた誓約書を添付することが必要。
- ③ 現場で電子契約・書面による契約が混在する場合。かつ、工事現場で電子契約の内容を紙面に表示することができる場合－契約内容を出力した書面の添付が必要。
- ④ 電子契約を行った場合の公共工事発注者に提出する施工体制台帳の写しの取り扱いについて－契約内容を出力した書面の添付が必要。あわせて現場代理人が原本と同じと認めた誓約書などを添付することが必要（なお、発注者が施工体制台帳の写しを電子的な方法で提出することを認めている場合にはこの限りではない）。

ISO活用工事の取り扱い方針について

関東地方整備局は、発注者およびISO9001認証取得請負者の取り扱い方針を定めた。

【一般競争入札工事の場合】

- ◇ ISO9001認証取得を活用した監督業務の取り扱い（平成16年9月1日通知）を適用する
- ◇ 対象は重点監督工事を除く全ての工事
- ◇ 取り扱いの適用は、請負者が希望し発注者が承認した場合

【公募型・工事希望型指名競争入札工事の場合】

- ◇ ISO9001認証取得を活用した監督業務の取り扱いを適用する
- ◇ 対象は当面、重点監督工事を除く発注件数の1割以上
- ◇ 取り扱いの適用は、請負者が希望し発注者が承認した場合
で、平成16年10月から実施する。

実施手順としては、

【工事着手前】には

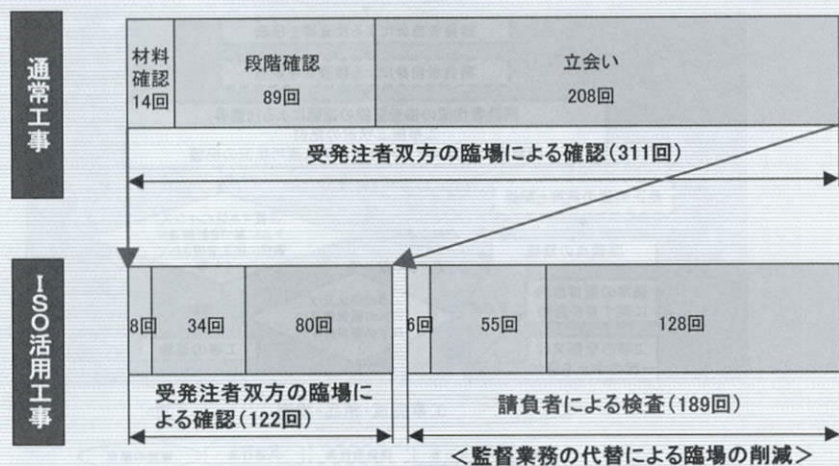
請負者は活用工事の申請、発注者は申請に対する承認を行う。次に請負者は、品質計画書および施工計画書を提出、発注者は計画書により、請負者の検査項目・時期・承認者などの内容を把握する。

【工事着手後】には

請負者は計画書に基づき検査などを実施。発注者は、サンプリングで請負者の検査結果を確認し、品質マネジメントシステム運用状況の適切さを把握する。

【監督業務の回数】従来とISO活用時の比較

(道路改良工事の例、工期1年)



ISO 9001 活用工事の実施手順

工事着手前に実施する主なもの

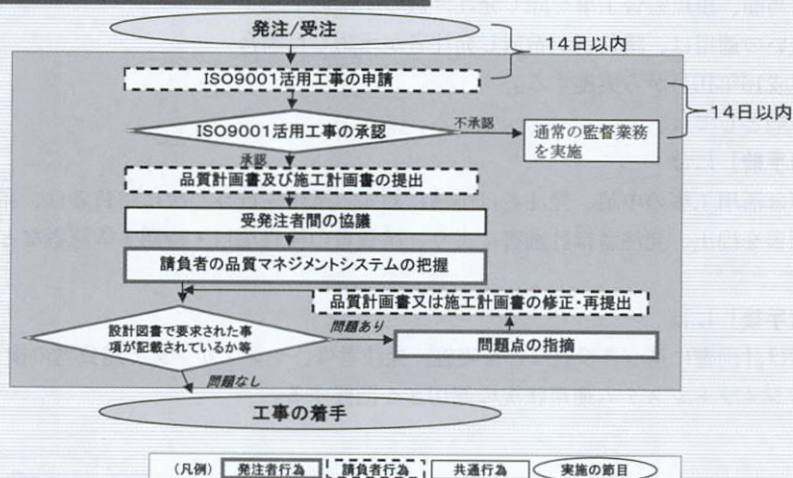
- 請負者：活用工事の申請
- 発注者：申請に対する承認
- 請負者：品質計画書及び施工計画書の提出
- 発注者：計画書により、請負者の検査項目・時期・承認者等の内容を把握する

工事着手後に実施する主なもの

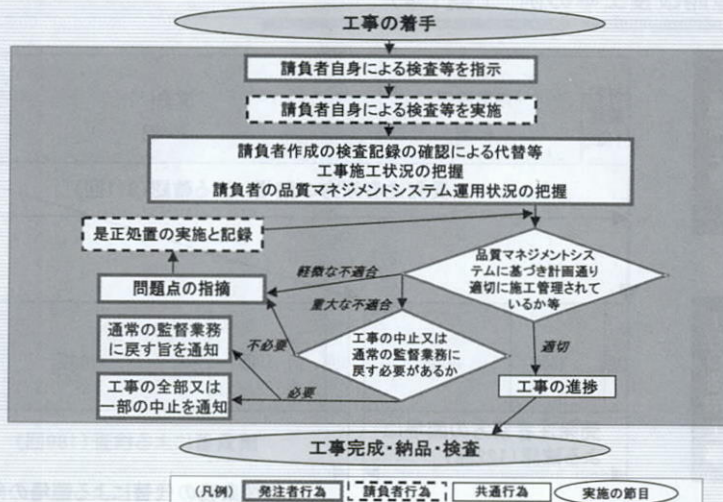
- 請負者：計画書に基づき、検査等を実施
- 発注者：① サンプルングで請負者の検査結果を確認
- ② 品質マネジメントシステム運用状況の適切さを把握

次の手順で受発注者双方の役割分担を明確にして実施する

(1) 工事着手前の手順



(2) 工事着手後の手順



公共工事からの暴力団等の排除対策について

平成17年 3月23日

公共工事に係る暴力団等排除連絡会

目 的

暴力団、総会屋、社会運動等標榜グループといった反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）が暴力行為等の違法、不当な手段を用いて行う公共工事への介入を排除するとともに、暴力団等の不当な介入に対して組織的に対応することにより、埼玉県が発注する建設工事等の適正な履行を確保することを目的とする。

対 策

1 公共工事への暴力団等の不当介入対応マニュアルの策定

- ・ 不当介入対応マニュアルの策定
 - ① 不当介入を受けた場合の対応の基本的手順
 - ② 対応の際の留意点
 - ③ 関係機関等の緊密な連携の確保

2 暴力団等関係者の厳格なチェック

- ・ 警察本部と緊密な連携をとり、厳格なチェックを行う。

3 建設業法許可や入札参加業者登録における暴力団等の排除対策

- ・ 入札参加業者登録において資格審査を受けることができない者及び入札参加業者登録の資格者名簿からの抹消対象者に「暴力団員がその事業活動を支配している場合その他暴力団との関係が特に認められる場合であって、知事が不適格であると認める者」を追加

4 暴力団等関係者、不当介入報告（届出）義務違反者への指名停止の追加

- ・ 「建設工事等暴力団排除措置要綱」の指名除外項目に次の項目を追加
（入札参加の）有資格業者又は有資格業者の役員等若しくは使用人が、業務に関し、暴行等の容疑により逮捕され、又は公訴を提起されたとき
- ・ 「建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱」に定める措置基準を適用
契約上の義務違反（＝不当介入報告（届出）義務違反）としての指名停止等

5 工事共通仕様書に不当介入報告（届出）義務及び不正軽油使用禁止の規定の追加

- ・ 請負者が暴力団等から不当要求、工事妨害等の不当介入を受けた場合に、発注者及び警察署への報告（届出）を義務付け
- ・ 不正軽油の使用禁止、抜き取り検査への協力、是正措置について規定を追加

今後のスケジュール

- ・ 各地域連絡会を立ち上げ、県内各市町村に対し参加を呼びかける。

公共工事への暴力団等の不当介入対応マニュアル

(平成17年4月1日施行)

目 的

このマニュアルは、埼玉県が発注する公共工事に関して暴力団等から不当な介入を受けた際の対応の基本となるべき事項を定めることにより、公共工事の適正な施工及び公共工事に対する県民の信頼の確保を図ることを目的とする。

不当介入を受けた場合の対応の基本的手順 (P. 39フロー図参照)

発注者が不当介入を受けた場合

① 公共工事への暴力団等の不当介入を受けた場合、発注機関の長は、直ちに「不当介入報告(届出)書」<発注者用>(以下「報告書1」という。)を作成し、主務(管)課、地域連絡会及び所轄警察署に提出するものとする。(事案の内容によっては警察署に別途「被害届」を提出する。)

なお、不当介入に当たるかどうかの判断は、第一次的には発注者が行うことになるが、その判断が困難な場合には主務(管)課、地域連絡会又は警察署に相談するものとする。

② 不当介入対応責任者を中心に検討を行い、対応方針案を作成する。

③ 発注機関の長は、対応方針案について主務(管)課、地域連絡会又は警察署

受注者が不当介入を受けた場合

① 公共工事の受注者が暴力団等の不当介入を受けた場合には、「不当介入報告(届出)書」<受注者用>(以下「報告書2」という。)を作成し、直ちに発注者及び警察署に提出しなければならない。(事案の内容によっては警察署に別途「被害届」を提出する。)

なお、不当介入に当たるかどうかの判断は、第一次的には受注者が行うことになるが、その判断が困難な場合には発注者又は警察署に相談する。

発注者は、県への報告・警察署への届出の義務付けについて、機会あるごとに受注

者への周知徹底を図るものとする。

② 報告を受けた発注者は、報告書2の写しにより主務(管)課及び地域連絡会に報告するとともに、受注者に対し指導・助言を行わなければならない。警察署は、発注者と連携して適切な対応の確保に努めるものとする。

③ 受注者は、発注者又は警察署に相談のうえ対応方針を決定し、報告書2を作成し、発注者及び警察署に提出しなければならない。この場合において、発注者は、報告書2の写しにより主務(管)課及び地域連絡会に報告する。

④ 受注者は、前記の対応方針に従い、不当介入への対応を行った場合には、速やかにその結果について報告書2を作成し、発注者及び警察署に提出しなければならない。この場合において、発注者は、速やかに報告書2の写しにより主務(管)課、地域連絡会のほか、地域連絡会を通じて連絡会に報告するものとする。

不当介入事例

発注者に対するもの

- ア 入札における業者指名の強要
- イ 特定の業者に下請させるよう元請に対する指導の強要
- ウ その他

受注者に対するもの

- ア 公共工事の受注を口実にした書籍・物品等の購入、機関誌(紙)の購読等の強要

イ 現場管理上の問題に起因した言いがかり（作業員の安全管理関係、資材の現場保管状況、警備員の交通規制関係、工事施工関係等）

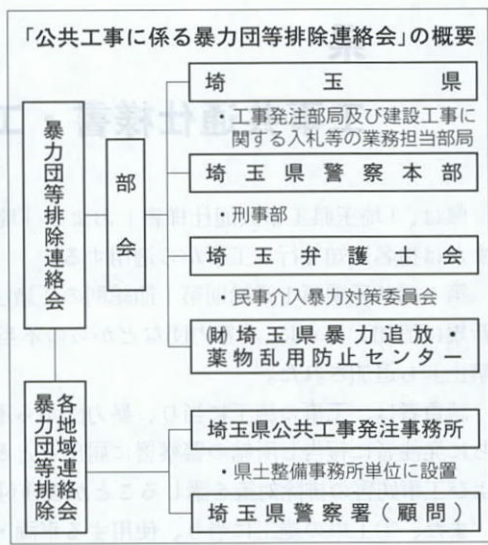
ウ 挨拶料、迷惑料、営業補償、損害賠償、病気見舞金、口止め料、近隣対策費、寄付金、賛助金等の名目による金銭の不当な支払要求

エ 労務者雇用や特定業者の下請工事参入の強要

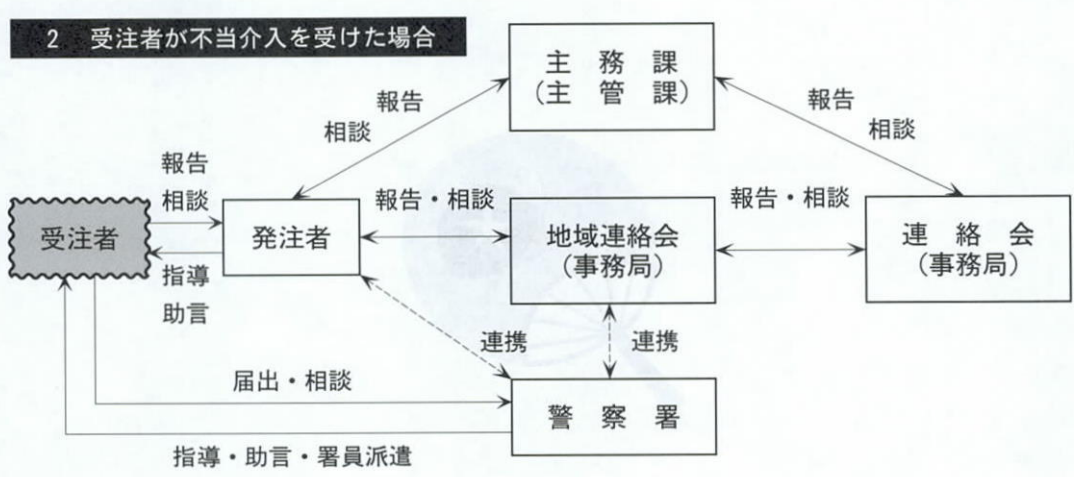
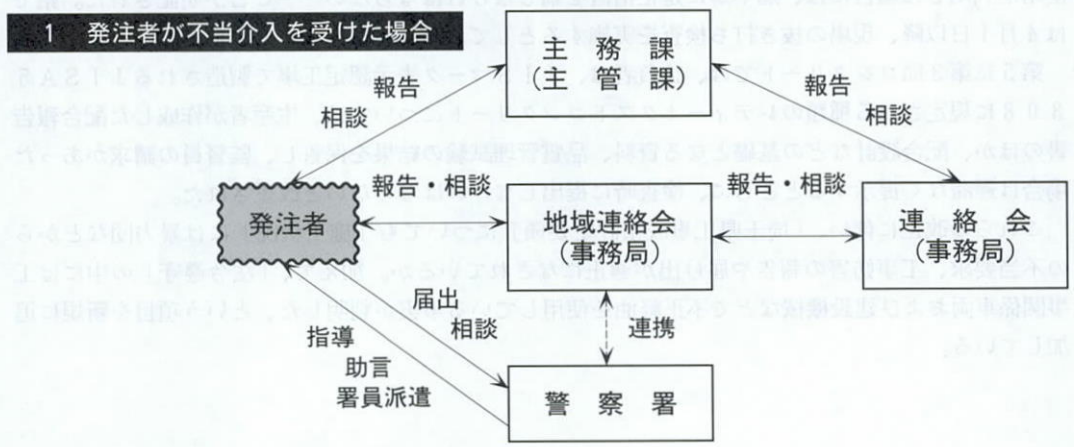
オ 特定資材の納入受入れや自販機設置の強要

カ 入札辞退、談合の強要

キ その他



＜不当介入を受けた場合のフロー＞



県

工事共通仕様書・工事成績評定要領を改正

県は、「埼玉県工事共通仕様書」および「埼玉県工事成績評定要領」を改正、4月1日以降公告または指名通知を行う工事から適用する。

第1編共通編第1章総則第1節総則の「諸法令の遵守」に「入札契約適正化法」と「地方税」を新規に追加。さらに、「暴力団などからの不当要求および工事妨害の排除」と「不正軽油の使用の禁止」も追加された。

請負者は、工事の施工に当り、暴力団から不当要求および工事妨害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し所轄の警察署に届出るとともに、発注者・所轄警察署と協力して、不当要求および工事妨害の排除対策を講じることが義務付けられ、違反者には指名停止などの措置がとられる。

また、①工事の施工に当り、使用する車両・建設機械などの燃料に不正軽油を使用してはならない ②県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない ③不正軽油の使用が判明した場合には、速やかに是正措置を講じなければならない——ことが明記された。県では4月1日以降、現場の抜き打ち検査を実施するとしており、注意を喚起している。

第5章第3節コンクリートでは、請負者は、JISマーク表示認定工場で製造されるJISA5308に規定される種類のレディーミクストコンクリートについては、生産者が作成した配合報告書のほか、配合設計などの基礎となる資料、品質管理試験の結果を保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならないと改正された。

これらの改正に伴い、「埼玉県工事成績評定要領」についても「施工状況」には暴力団などからの不当要求、工事妨害の報告や届け出が適正になされているか。加えて、「法令遵守」の中には工事関係車両および建設機械などで不正軽油を使用している事実が判明した、という項目を新規に追加している。



緑化計画届出制度の創設について

埼玉県環境部みどり自然課

都市における緑地の減少は、都市の防災機能の低下や生活にゆとりと潤いを与える良好な自然環境の喪失をもたらすだけでなく、ヒートアイランド現象などを発生させる原因となっております。

埼玉県では、減少を続ける平地林の現状、ヒートアイランド現象の緩和、屋上緑化などの緑化手段の拡大などを踏まえ、「緑化計画届出制度」を創設しました。この制度は、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例により、建築行為時の緑化基準を定めるとともに、建築確認の申請前に「緑化計画届出書」を作成し、埼玉県の各環境管理事務所に届出をしていただき、新たな緑の創出を推進していくとするもので、平成17年10月1日から施行されます。

【緑化計画届出制度の概要】

1. 緑化計画届出書の届出が必要な建築行為

敷地面積3,000㎡以上の建築行為（新築、増改築など）を行う場合です。ただし、次に該当する場合は、届出の対象外です。

- ① 工場立地法第6条第1項に規定する特定工場の敷地の区域
- ② 都市緑地法第34条第1項の緑化地域
- ③ 都市緑地法第39条第2項の地区計画等緑化条例により緑化率の最低限度が定められた区域
- ④ さいたま市の区域

2. 緑化計画届出書の届出時期

建築基準法の建築確認申請を行う前です。

3. 緑化の基準

(1) 緑化を要する面積：次式により算出される面積以上を緑化してください。

- ① 用途地域が定められている区域

$$\text{緑化を要する面積} = \text{敷地の面積} \times (1 - \text{建ぺい率}) \times 0.5$$

- ② その他の区域

$$\text{緑化を要する面積} = \text{敷地の面積} \times 0.25$$

(2) 緑化の方法：樹木による緑化を基本としてますが、芝その他の地被植物などでも可能です。

- 緑化の方法ごとに緑化面積の算出方法を定めています。

(3) 接道部の緑化：次式により算出される長さ以上を緑化してください。

- 敷地境界線が道路に接する部分の長さ $\times 0.5$

4. 緑化計画書の届出先

建築行為を行う地域を所管する県の環境管理事務所です。

5. 問合せ先

埼玉県環境部みどり自然課緑地保全担当 電話 048-830-3147

(詳細内容の掲載URL：<http://www.pref.saitama.lg.jp/A09/BD00/jyourei/jyourei.html>)

企業局工業団地の分譲状況について

企業局管理部分譲推進課

埼玉県企業局では工業団地を分譲しておりますが、多くの方々のご協力の下、分譲状況が好転しており、おかげさまで持ちまして「本庄いまい台産業団地」はすべて立地企業が決定するとともに、それ以外の団地につきましても残り区画数が限られてきているものもあります。

しかし全体的に見ればまだまだ多くの区画が残っておりますので、今後も皆様のご協力をお願いします。

現在の状況については以下のとおりです。(平成17年6月15日現在)

○ 現在分譲中の工業団地

- ・ 秩父みどりが丘工業団地 残り1区画
- ・ 川本春日丘工業団地 残り1区画
- ・ 嵐山花見台工業団地 残り2区画
- ・ 妻沼西部工業団地 多数有
- ・ 行田みなみ産業団地 残り7区画
- ・ 羽生下川崎産業団地 残り2区画
- ・ 騎西藤の台工業団地 残り3区画
- ・ 加須下高柳工業団地 残り1区画
- ・ 杉戸深輪産業団地 残り6区画

○ 面積別区画一覧

	秩父	川本	嵐山	妻沼	行田	羽生	騎西	加須	杉戸
500坪 (1,500~2,300㎡)									3
1,000坪 (2,300~4,000㎡)					1		1	1	1(+1)
1,500坪 (5,000㎡)				1,500坪 から 28,000坪 まで あらゆる 面積に 対応 できます	1				
2,000坪 (6,000~7,000㎡)					2				1
2,500坪 (8,000㎡)		1			1				
3,000坪 (9,000~11,000㎡)					1				1
4,500坪 (14,000~15,000㎡)					1(+1)		1		
5,000坪 (15,800~17,500㎡)			1			2			(1)
7,000坪 (23,000㎡)	1								
8,000坪 (27,000㎡)							1		
10,000坪 (34,000~38,000㎡)			1				(1)		

※ 表中の数字は該当区画数 (括弧書きは複数区画を統合した場合)

各団地の詳細及び最新の状況についてはホームページにてご案内いたしております。

<http://pref.saitama.lg.jp/A90/BT00/kigyou/>

埼玉県企業局管理部分譲推進課 (048-830-7123)

建産連 だより

加盟団体の通常総会終わる

(社)埼玉県建設業協会

5月17日14時20分より

浦和ロイヤルパインズホテル

改選 会長 関根 宏

副会長 武井 清

〃 斉藤 康人

〃 安藤 繁雄

〃 小川 雅以

〃 古郡 一成

〃 平岩 宗敏

事業予算 1億9,804万円

- 主な事業
- ①建設業再生・経営革新への対応
 - ②入札・契約制度改革への対応
 - ③環境問題への対応
 - ④適正な積算・施工と品質保証への対応
 - ⑤電子入札・電子納品への対応

(社)埼玉県電業協会

5月26日13時30分から

ホテルブリランテ武蔵野

非改選

事業予算 1億923万円

- 主な事業
- ①設立30周年記念特別事業
 - ②技術研修・講習会の開催
 - ③安全大会および安全衛生特別教育の開催
 - ④電気工事災害復旧対策に関する事業
 - ⑤機関誌の発行

(社)埼玉県造園業協会

5月20日14時より

浦和ロイヤルパインズホテル

非改選

事業予算 1,360万円

- 主な事業
- ①造園緑化の推進
 - ②造園技術および資質に関する事業
 - ③都市緑化普及事業
 - ④公益事業の推進
 - ⑤機関紙の発行と情報提供

(社)埼玉建築士会

5月23日13時30分より

埼玉建産連研修センター

非改選

事業予算 8,492万円

- 主な事業
- ①建築士業務の進歩改善
 - ②会員の品位の保持向上と組織強化
 - ③講習会・研修会などの充実
 - ④継続能力開発(CPD)制度と専攻建築士制度の推進

(社)埼玉建築設計監理協会

5月31日15時30分より

東晶大飯店

改選 会長 桑子 喬(新任)

副会長 大川 紀夫

〃 田中 芳樹(新任)

〃 梶 芳晴(新任)

事業予算 1,100万円

- 主な事業
- ①35周年記念事業
 - ②職能確立と社会的地位向上に関する諸活動
 - ③IT化の推進
 - ④環境問題
 - ⑤会員増強

建設業労働災害防止協会埼玉県支部

5月26日15時より

埼玉建産連研修センター大ホール

改選 支部長 小川 雅以

副支部長 荒川 春郎

〃 真下 恵司

〃 新井 員吉

事業予算 1億4,645万円

- 主な事業
- ①諸会議（代議員会、理事会、監事会、分会長会議）
 - ②労働災害防止のための広報（災害防止のための資料作成、「墜落ゼロ齊点検運動」の推進）
 - ③教育研修会（作業主任者技能講習、その他の講習・研修）の開催
 - ④安全衛生に係る各種課題の調査研究
 - ⑤その他（会員加入促進など支部組織の拡充）

埼玉県道路舗装協会

5月26日13時より

埼玉建産連研修センター

改選 会長 真下 恵司

副会長 星野 博之

〃 田中 恭一

〃 島村 健

事業予算 1,642万円

- 主な事業
- ①他県の道路舗装工事の現状視察および調査
 - ②「舗装協会だより」の発行
 - ③舗装施工管理技術者資格取得の推進
 - ④会員などの技術者を対象とする技術講習会の開催
 - ⑤県・市町村の技術職員研修会への講師派遣

埼玉県生コンクリート工業組合

5月26日16時より

埼玉中央生コン会館

改選 理事長 飯田 康勝

副理事長 榎本 竹雄

〃 前田 二生

〃 相子 賢一

〃 関根 睦己

〃 日高 芳則

〃 市川 清治

〃 若林 伸行

事業予算 4,000万円

- 主な事業
- ①生コンクリートの品質管理監査制度の充実・強化
 - ②排出ガス規制強化など環境問題
 - ③教育・研修事業（資格取得講習会）
 - ④新認証制度（新JIS）関連対策

埼玉県環境安全施設協会

5月31日15時より

鴻巣市文化センター（クレアこうのす）

改選 会長 仲村 一夫

副会長 小川 裕児

〃 深井 宏幸

事業予算 140万円

- 主な事業
- ①協会PR活動の推進
 - ②ボランティア活動推進
 - ③労働災害事故防止安全大会の開催
 - ④標識・標示に関する陳情・提案の実施
 - ⑤チャリティゴルフ大会の開催

(社)情報通信設備協会埼玉県支部

5月31日14時より

大宮・ラフォーレ清水園

補選 副支部長 浜田三千男（新任）

理事 永井 満 (新任)

〃 渡辺 真一 (新任)

事業予算 251万円

- 主な事業
- ① 会員組織の強化拡充
 - ② 保守業務の必要性の啓蒙と通信設備の品質向上
 - ③ 技術認定資格および工事担任者の社会的地位の向上
 - ④ NTTグループとの協調と相互理解の増進
 - ⑤ 県支部長の地位向上と建設業界との情報交換および親睦

埼玉県地質調査業協会

4月27日15時30分より

ホテルブリランテ武蔵野

改選 会長 遠藤 計

副会長 小室 眞

〃 安部 有司

事業予算 730万円

- 主な事業
- ① 技術講演会
 - ② 現場見学会
 - ③ 技術研修会
 - ④ 陳情活動 (県・出先機関・市町村)
 - ⑤ 県との意見交換会

埼玉アスファルト合材協会

5月13日16時より

浦和ロイヤルパインズホテル

非改選

事業予算 2,500万円

- 主な事業
- ① アスファルト混合物に関する製造技術、施工技術の調査研究と需要調査
 - ② アスファルト合材に関する県土整備部との連絡会議 (第24回) 開催
 - ③ 全体会の開催 (会員の資質向上、技術の研鑽ほか)

④ 日本アスファルト合材協会、南関東アスファルト合材協会連絡協議会などとの連絡・協調

⑤ さいたま緑のトラスト基金への寄付継続実施

(社)日本補償コンサルタント協会 関東支部埼玉県部会

5月18日14時30分より

埼玉建産連研修センター

一部改選 常務理事 齋藤 英一 (留任)

事業予算 2,560万円

- 主な事業
- ① 補償基準の検討
 - ② 技術研修会等の開催
 - ③ 関係機関等との意見交換及び陳情・要望活動
 - ④ 機関誌「埼玉の補償」、会員名簿、PRパンフレットの発行
 - ⑤ インターネットの積極的活用

○(社)埼玉県電業協会

盛大に設立30周年特別事業を開催

当協会は5月26日、さいたま新都心のホテルブリランテ武蔵野にて、設立30周年事業を開催いたしました。第1部は「企業再建のための戦略・戦術・戦闘」と題し、埼玉高速鉄道㈱代表取締役社長の杉野正氏が、記念講演を行いました。

第2部では、上田清司埼玉県知事をはじめ、



蓮見昭一県議会議長、相川宗一さいたま市長、渡辺和足国土交通省関東地方整備局長他多数のご来賓の皆様にご出席をいただき、記念祝賀会を盛大に執り行うことができました。

今後も、会員一同技術と経営の向上に努力し、埼玉県民のため安心・安全な生活環境を作り出すべく各事業に参加し、環境問題へも引き続き取り組んでいく所存ですので、皆様より一層のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

○東日本建設業保証株式会社 埼玉支店 中間前払金保証のご案内

平素は、当社の前払金保証及び契約保証をご利用いただき厚くお申し上げます。

皆様は「中間前払金」制度をご存知でしょうか。「中間前払金」とは、当初の前払金に加え、工期と工事出来高が共に半分を超えた時に、請負代金の2割を追加して支払われるもので、公共事業の厳しい環境が続く中、建設企業の資金繰りの改善や工事の円滑な施工に役立っております。

当制度は、既に国や全国の多くの自治体が導入しており、埼玉県内においても埼玉県、飯能市、志木市が導入しております。

中間前払金保証の手続きは簡単で、保証料も中間前払金額の0.065%と大変お安くなっておりますので是非ご利用ください。中間前払金の対象となる工事や支出条件等については当社埼玉支店（電話048-861-8885）までお問合せください。

○埼玉県電気工事工業組合 埼玉県建築工事成績評定要領説明会 及び第11回でんき元気キャンペーン を開催

埼電工組は5月11日、組合会館の2階大会議室において、「建築工事成績評定要領説明



会」と「第11回でんき元気キャンペーン」を開催した。参加組合員は80名。会議の開催にあたり、小澤浩二理事長から「本日は県ご当局から柳沢主査、日暮主幹にご出席を頂き、建築工事成績評定要領などのご説明を頂きます。この成績評定要領は、工事の受注に大きなウエートを占めるものであり、品質と工事成績向上のポイントを、この機会に取得して頂きたいと思います。この説明会等が皆様方にとりまして、有意義なものとなりますよう、心からご祈念申し上げます。」と挨拶があった。成績評定要領の説明会は、県土整備部技術管理課の柳沢孝之建築技術・積算担当主査が講師を担当し、建築工事成績評定要領の基本的な点数のつけ方、工事成績の詳細な採点方法、監督員が評価する点で、特に注意が必要な事項等について分かりやすく解説した。でんき元気キャンペーンでは、埼玉県総務部管財課の日暮健一主幹が、ESCO事業の展開について①概要②取り組みの経緯③事業導入の一般的なプロセス等を説明。また、組合事務局の須田榮二事業課長は、「できるところから始めよう提案型技術営業」と題した資料を配布し、電気工事の積算講習を行った。この中でお客様と信頼できるネットワークの構築等が特に重要であることを強調し、全日程を終了した。

○(社)埼玉県空調衛生設備協会 第34回通常総会開催 「生き残りかけ経営努力」

(社)埼玉県空調衛生設備協会では、5月18日(水)、さいたま市のホテルブリランテ武蔵野において第34回通常総会を開催した。

総会は、大沢総務副委員長の司会で始まり、冒頭に有山会長の挨拶があった。その中で「景気の閉塞感が増しており、特に建築業では、公共事業の減少、民間設備投資の低迷、競争激化によるダンピングの横行など、依然として厳しい状況にある」とした上で「会員一人ひとりが技術力・施工技術の向上や経営基盤の強化など、生き残りをかけた経営努力をすることが大切」など会員各社に一層の努力を求めるとともに、協会としても可能な限りサポートする意志を示した。この後、議長に大熊副会長が選出され、同議長の進行によって議事が進められ、まず、平成16年度事業報告、決算、平成17年度事業計画、予算などを審議し、いずれの議案も満場一致で原案どおり可決承認された。

なお、議事終了後、会員表彰と従業員表彰が行われた。また、月例会出席優良会員表彰として記念品の贈呈が行われ総会は終了した。

総会終了後、午後5時から約2時間にわたり懇親会が開かれた。

懇親会では、冒頭、協会または建設設備業界に貢献された功労者の方々に対し、有山会長から表彰状と記念品が手渡された。



なお、埼玉県知事(代理 中村茂唯 県土整備副部長)、深井明県会議員、大谷昌彦関東地方整備局宮繕部設備第一課長、ほか国、県、関係団体の幹部等、多数のご来賓の参加をいただき、大きな盛り上がりを見せた。

中小建設企業における経営革新の あり方と戦力学ぶ

第1回建設業経営講習会

6月22日午後2時から、埼玉県建設業協会、東日本建設業保証埼玉支店との共催により、平成17年度第1回目の建設業経営講習会を建設連研修センター大ホールで開催、会員企業の経営者、経営幹部、経理責任者など約105名が受講した。



同日は、「営業力強化のための経営革新」をテーマに、アドミックスの平智之代表が、約2時間にわたって講演を行った。

平講師は、「市場縮小期の中であって営業力の強化が必須と言われているが、その方法がなかなか見えてこない。一体地場建設企業にとっての経営革新とは何か」とし、①新しい商品、サービス、組織 ②中小建設企業による新分野とは(特許と顧客満足度の関係) ③経営革新の事例とアイデア——などを解説、中小建設企業における経営革新のあり方と戦略について学んだ。

連合会日誌

4月21日 監事監査

平成16年度事業、同年度収支決算及び財産管理について監事による監査を実施

4月25日 全国建産連公共工事適正価格等検討特別委員会及びWG（建設業振興基金）に関常務理事出席

4月27日 広報委員会

建産連ニュース第104号の発行、第105号編集案、平成17年度広報・啓発事業について協議
埼玉県地質調査業協会総会（プリランテ武蔵野）に村松事務局長出席

5月11日 正副会長会議

理事会付議事項について事前協議

理事会

平成17年度通常総会日程、総会付議案等について協議

5月18日 (社)日本補償コンサルタント協会関東支部埼玉県部会総会（建産連研修センター）に関常務理事出席

(社)埼玉県空調衛生設備協会総会（プリランテ武蔵野）に村松事務局長出席

5月19日 (社)全国建設産業団体連合会正副会長会議・理事会（建設業振興基金）に島村会長、有山副会長等出席

同公共工事適正価格等検討特別委員会及びWG（建設業振興基金）に島村会長等出席

(社)埼玉県測量設計業協会総会（建産連研修センター）に村松事務局長出席

5月20日 (社)埼玉県造園業協会総会（東武ホテル）に村松事務局長出席

埼玉県電気工事工業組合総代会（清水園）に関常務理事出席

5月23日 (社)埼玉建築士会総会（建産連研修センター）に村松事務局長出席

5月24日 (社)埼玉県建築士事務所協会総会（ワシントンホテル）に村松事務局長出席

5月26日 建設業労働災害防止協会埼玉県支部代議員会（建産連研修センター）に村松事務局長出席

(社)埼玉県電業協会設立30周年記念祝賀会（プリランテ武蔵野）に有山副会長等出席

5月27日 (財)埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター理事会（プリムローズ有朋）に出席

- 5月30日 (財)埼玉県建築住宅安全協会理事会・評議員会(ロイヤルパインズホテル)に村松事務局長出席
- 5月31日 (社)情報通信設備協会埼玉県支部総会(清水園)に関常務理事出席
(社)埼玉建築設計監理協会総会(東晶大飯店)に村松事務局長出席
埼玉県環境安全施設協会総会(鴻巣市文化センター)に出席
- 6月3日 (社)全国建設産業団体連合会正副会長会議・理事会に島村会長等出席
同総会(東海大学校友会館)に島村会長、関根副会長、小林副会長等出席
- 6月7日 さいたま新都心建設促進協議会総会(プリランテ武蔵野)に村松事務局長出席
- 6月13日 **正副会長会議**
総会付議事項について事前協議

通常総会

平成17年度(第26回)通常総会を建産連研修センターで開催。平成16年度事業報告、一般・特別両会計収支決算、平成17年度事業計画、一般・特別両会計収支予算並びに役員の補欠選任についてそれぞれ議決、承認した。
総会終了後、大ホールにおいて懇親会を開催

6月22日 **建設業経営講習会**

(社)埼玉県建設業協会並びに東日本建設業保証(株)埼玉支店との共催
「営業力強化のための経営革新」
於：埼玉建産連研修センター 3階大ホール 受講者110名



お知らせ

**建産連会館の
夏期休館について**

建産連事務局

当建産連は、8月13日から16日までの4日間を夏期の一斉休館といたします。したがって、その期間は、会館センターを含む全館を閉鎖いたします。

□全国ネットの調査網による物価本

月刊 建設物価

設計・積算・資材・調達・契約・審査

土木、建築工事の積算、価格の算定や入札価格の積算に必要な資機材、労務費の調達価格を満載。建設市場の動向に応じ、的確な建設物価情報を提供し、官公庁をはじめ建設業界で、設計、積算の基礎資料として活用されています。

年間購読料

- 毎月配本 37,200円 (税込・千共)
(1冊あたり3,100円)
- B5判/約950ページ
一部定価 3,799円 (税込)

□土木工事市場単価情報誌

季刊 土木コスト情報

4月刊(春)・7月刊(夏)・10月刊(秋)・1月刊(冬)

歩掛の積み上げ計算を止め、市場の契約工事費をそのまま公共土木工事に採用する「市場単価」方式が、年々増加しています。掲載は、全国47都道府県別価格です。

年間購読料

- 年4回配本 12,000円 (税込・千共)
(1冊あたり3,000円)
- B5判/約390ページ
一部定価 3,400円 (税込)

□建築と設備工事の情報誌

季刊 建築コスト情報

4月刊(春)・7月刊(夏)・10月刊(秋)・1月刊(冬)

建築・設備工事で市場単価24工種掲載。標準施工単価は69工種を掲載。2005年春号より改修工事が9工種加わりました。

年間購読料

- 年4回配本 15,800円 (税込・千共)
(1冊あたり3,950円)
- B5判/約830ページ
一部定価 4,600円 (税込)

47都道府県別の標準積算単価集

17年7月発行

平成
17年度版

土木工事積算標準単価

■建設物価調査会/発行 ■B5判/約830ページ/定価7,035円(税込)

17年度版では新たに土工に超ロングアームバックホウ土工を、また道路舗装に透水性アスファルト舗装工を収録しました。

国土交通省公表による積算基準を基に積上げ積算の手法を解説

17年7月発行

平成
17年度版

土木工事積算基準マニュアル

■建設物価調査会/発行 ■B5判/約1,080ページ/定価9,660円(税込)

平成17年度版「国土交通省土木工事積算基準」の標準歩掛に基づき、各工種毎に具体的な積算事例を豊富に収録し、積算業務の初心者からベテランまで実務に役立つ実用的な解説書です。

ご購入は全国主要書店及び政府刊行物取扱店又は下記へお申し込みください。



<http://www.kensetu-navi.com/>
(毎月の資材市況・出版物・講習会情報を提供中)

財団法人 建設物価調査会

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8 フジスタービル
☎(03)3663-8761代 FAX(03)3663-1397

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会会員名簿 (順不同)

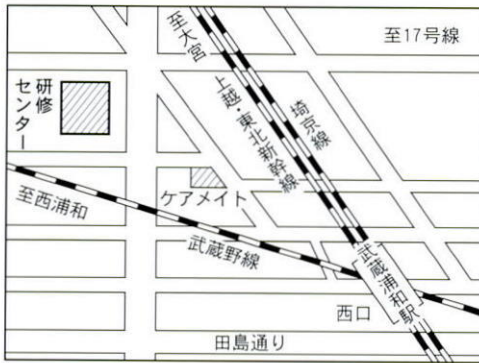
〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋4-1-7 電話 048-866-4301
 社団法人 埼玉県建設産業団体連合会 FAX 048-866-9111
 会長 島村 治作

(平成17年7月1日現在)

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(社) 埼玉県建設業協会	会長 関根 宏	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(861)5111
(社) 埼玉県電業協会	会長 佐野 良雄	〃	〃	048(864)0385
(社) 埼玉県造園業協会	会長 小林 文武	〃	〃	048(864)6921
東日本建設業保証(株) 埼玉支店	支店長 浪内 豊代	さいたま市浦和区高砂4-3-15 K・Sビル5階	330-0063	048(861)8885
埼玉県電気工事工業組合	理事長 小澤 浩二	さいたま市北区宮原町1-39	331-0812	048(663)0242
(社) 埼玉県空調衛生設備協会	会長 有山 賢市	さいたま市中央区下落合4-8-10	338-0002	048(855)4111
(社) 日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 鈴木 眞	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4381
埼玉県建設大工工事業協会	会長 目黒 有	〃	〃	048(862)9258
(社) 埼玉建築士会	会長 高木 容	〃	〃	048(861)8221
(社) 埼玉県建築士事務所協会	会長 荒井 正幸	〃	〃	048(864)9313
(社) 埼玉建築設計監理協会	会長 桑子 喬	〃	〃	048(861)2304
(社) 埼玉県測量設計業協会	会長 遠藤 修一	〃	〃	048(866)1773
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 小川 雅以	〃	〃	048(862)2542
埼玉県道路舗装協会	会長 真下 恵司	〃	〃	048(861)9971
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 山田 欣一	上尾市本町1-5-20	362-0014	048(773)8171
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	理事長 庭野 敏夫	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4311
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 小山 保	さいたま市浦和区常盤9-5-8 とさわビル2階	330-0061	048(831)9667
埼玉県環境安全施設協会	会長 仲村 一夫	さいたま市桜区宿285-2	338-0814	048(854)1518
(財) 埼玉県建築住宅安全協会	理事長 横田 充穂	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(865)0391
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 白沢 芳正	〃	〃	048(864)2811
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水 澄弘	〃	〃	048(864)9731
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 島村 治作	〃	〃	048(866)4331
(社) 情報通信設備協会埼玉県支部	支部長 横田 充穂	さいたま市大宮区浅間町1-4-4	330-0842	048(642)5771
埼玉県地質調査業協会	会長 遠藤 計	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(862)8221
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 飯田 康勝	さいたま市南区南浦和3-17-5	336-0017	048(882)7993
埼玉県設備設計事務所協会	会長 服部 幸二	さいたま市浦和区高砂3-10-4	330-0063	048(864)1429
埼玉アスファルト合材協会	理事長 島村 健	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(838)5636
(社) 日本舗償コンサルタント協会関東支部埼玉県会	会長 笠原 保孝	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(844)0111

賛助会員

さいたま市建設業協会	会長 関根 宏	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(863)3203
------------	---------	-----------------	----------	--------------



埼玉建産連研修センター をご利用下さい

- 【所在地】さいたま市南区鹿手袋4-1-7
 【電話】048-861-4311
 【施設】大ホール(椅子席500名収容)、会議室、
 和室、レストラン、喫茶ルーム
 【開館時間】午前9時～午後5時

建産連ニュース 第105号

平成17年7月15日発行

発行 埼玉県建設産業団体連合会
 企画・編集 広報委員会
 〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋4丁目1番7号
 電話 048-866-4301
 FAX 048-866-9111
 印刷 〒350-1123 川越市脇田本町25-14
 六三四堂印刷株式会社

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月